

平成 3 0 年 第 4 回

大空町議会定例会会議録

〔その 1〕

- ・ 招 集 平成 3 0 年 1 2 月 1 8 日
- ・ 開 会 平成 3 0 年 1 2 月 1 8 日
- ・ 閉 会 平成 3 0 年 1 2 月 1 9 日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	後	藤	忍	7 番	品	田	好	博	
2 番	三	條	幸	夫	8 番	齋	藤	宏	司
3 番	上	地	史	隆	9 番	松	岡	克	美
4 番	田	中	裕	之	10番	深	川		昇
5 番	原	本	哲	己	11番	松	田	信	行
6 番	沢	出	好	雄	12番	近	藤	哲	雄

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町長、教育委員会教育長、代表監査委員、農業委員会会長、副町長、総合支所長、会計管理者、総務課長、総務課参事、住民課長、福祉課長、福祉課参事、産業課長、産業課参事、建設課長、建設課参事、地域振興課長、住民福祉課長、総務課主査、生涯学習課長、生涯学習課参事、監査委員事務局長、農業委員会事務局長、選挙管理委員会事務局長

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、主幹、書記

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

平成30年第4回大空町議会定例会議事日程

第1号 平成30年12月18日（火） 10時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 議会運営委員会審査報告

日程第3 会期の決定について

（諸般の報告）

日程第4 行政報告

日程第5 一般質問

出席説明員の報告

1. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のために出席する者は次のとおり。

町長	山下英二	教育委員会教育長	渡邊國夫
代表監査委員	近藤克郎	農業委員会会長	山神正信

2. 大空町長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

副町長	川口明夫	福祉課参事	松川一正
総合支所長	伊藤裕幸	産業課長	藤田勉
会計管理者	平田義和	産業課参事	中村直樹
総務課長	南部猛	建設課長	高島清和
総務課参事	林敏美	建設課参事	山本純生
総務課参事	塚原章裕	地域振興課長	作田勝弥
住民課長	田中信裕	住民福祉課長	星加政志
福祉課長	佐々木徳幸	総務課主査	土田康裕

3. 大空町教育委員会教育長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

生涯学習課長	佐薙幸史	生涯学習課参事	田端久剛
--------	------	---------	------

4. 大空町代表監査委員の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	伊藤裕幸
------	------

5. 大空町農業委員会会長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	井上透
------	-----

6. 大空町選挙管理委員会委員長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	伊藤裕幸
------	------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおり。

事務局長	菊地教男	事務局主幹	石川大樹
書記	岩原大輔		

以上のとおり報告する。

平成30年12月18日

大空町議会議長 近藤哲雄

諸 般 の 報 告

《平成30年11月30日～12月18日》

- | | |
|--------|----------------------------|
| 11月30日 | 第7回議会運営委員会 |
| | 第10回総務厚生・第12回産業建設文教合同常任委員会 |
| | 第10回総務厚生常任委員会 |
| | 第12回産業建設文教常任委員会 |
| 12月 7日 | 若返り演芸会 |
| 12日 | 第8回議会運営委員会 |
| 18日 | 平成30年第4回定例会 |

(開会 午前 10 時 00 分)

◎開会、開議宣言

◇議 長 おはようございます。ただいまから平成30年第4回大空町議会定例会を開会します。これから本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

◇議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第127条の規定によって、議長において、6番沢出好雄議員及び7番品田好博議員を指名します。

◎日程第2 議会運営委員会審査報告

◇議 長 日程第2、議会運営委員会審査報告を行います。議会運営委員会審査の結果について委員長から報告の申し出がありますので、これを許します。議会運営委員会委員長、齋藤宏司議員。

◇議会運営委員会委員長 おはようございます。議会運営委員会の審査結果を報告いたします。本定例会を開催するに当たり、去る12月12日に議会運営委員会を開き、本日開会の定例会の会期等について協議いたしました。本定例会では、一般質問者が5名、町長から提出されております案件が20件であります。このほか、議会提出議案の提出も予定されております。したがって、一般質問及び提出議案の内容、件数から判断いたしまして、本定例会の会期は本日12月18日に開会して、12月19日までの2日間とすることが妥当であると全会一致で判断いたしましたので、その結果について報告いたします。以上、議会運営委員会の審査報告といたします。

◇議 長 これで議会運営委員会審査報告は終わりました。

◎日程第3 会期の決定について

◇議 長 日程第3、会期の決定についてを議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、先ほどの議会運営委員会審査報告のとおり、本日から12月19日までの2日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月19日までの2日間に決定しました。

◎諸般の報告

◇議 長 この際、諸般の報告を行います。事務局長に報告いたさせます。事務局長。

◇議会事務局長 諸般の報告を申し上げます。ただいまの出席議員は12名全員であります。本日の会議に説明のために出席する者の職氏名は、一覧表として配付しているとおりであります。なお、職務の都合により、一部に異動がある場合がありますことを御了承願います。本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。以上でございます。

◇議長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

◇議長 日程第4、行政報告を行います。山下町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。山下町長。

◇町長 おはようございます。平成30年第4回大空町議会定例会に当たりまして、行政報告を行います。9月20日、高校づくりに関する北海道教育庁への要請活動のために、札幌へ出向いております。平成31年度における学校、教育委員会現場への職員の配置について要請を行ったところでございます。9月26日から27日にかけては、北海道町村会理事会のため七飯町に出張をいたしました。現在、北海道町村会の監事の職にありますことから、この理事会に出席をいたしまして、平成29年度各会計の決算監査報告のため出席をしたところでございます。あわせまして、木古内町の新幹線の駅、道の駅、歴史資料館など視察させていただいたところでございます。10月1日、オホーツク町村会行財政特別委員会が網走市で開催をされ、出席をいたしました。平成31年度採用職員に係る一次合格者の選考のための会議でございます。今回、大学卒29人、高校卒68人を一次合格者としたところでございます。今後の採用試験のあり方などについても意見交換を行ったところであります。ちなみに、大空町におきましてはその後、二次試験を行いまして、大学卒1名、高校卒3名の内定を出したところでございます。10月2日、表彰審査委員会を開催してございます。貢献賞15件、善行賞3件、奨励賞7件について諮問をいたし、全件について表彰者とするのが適当との答申をいただきました。10月4日から5日にかけては、子育てと教育を考える首長の会研究会が長野県安曇野市で開催をされまして、出席をいたしました。従来から同研究会に参加をしておりましたが、今回は長野県が進める「やまほいく」、自然保育のことでございますが、テーマということもあり、職員研修も兼ねまして、職員と数年ぶりに参加をいたしました。今後の認定こども園の整備の参考となったところでございます。10月9日、行政改革推進委員会を開催をいたしました。3年に1度の使用料、手数料の見直し作業の状況について説明をいたし、意見をいただいたところでございます。あわせまして、町の財政状況についても説明をいたしたところでございます。10月19日から22日にかけては、姉妹都市東京都稲城市及び友好町熊本県氷川町を表敬訪

問いたしました。災害などもありまして、前任期中に訪問が叶わなかったため、今回、改めて表敬訪問をさせていただきました。今後の交流のあり方など、両市町長と懇談をさせていただいたところでございます。今回は近藤議長とも御一緒いただき、両議会の方々との意見交換もでき、大変有意義な表敬訪問となったところでございます。１０月２４日は、オホーツク圏活性化期成会秋季要望のために、札幌に出向きました。秋は北海道に対して要請活動を例年行っております。交付税の確保、医療の確保、通信基盤の充実、農業農村整備事業の推進、ジャガイモセンチュウ対策の充実、鉄道の存続などの重点項目のほか、各班に分かれまして各部署に要請活動を行ったところでございます。１０月２５日は、北海道町村会政策懇談会が札幌で開催をされ、これにも出席をいたしました。森林管理局新島局長の講演のほか、３分科会において政策懇談を行ったところでございます。私は、総務建設分科会におきまして、地方交付税の確保でありますとか石北線の現状について発言をさせていただきました。１０月３１日は、網走刑務所の資源を活用した地域活性化のための協議会が網走市で開催をされ、出席をいたしました。網走刑務所住吉作業所の活用について検討していく協議会の初回の会議として行われたところでございます。法務省矯正局、網走刑務所、網走市、大空町、東京農業大学、日本体育大学網走支援高等学校などが一堂に会し、協議会を立ち上げたところでございます。今後、この活用における仕組みづくりや具体的なメニューづくりを進めていくことになるところでございます。１１月２日は、交通安全・社会を明るくする運動実行委員会を開催いたしました。今年度の反省を確認し合い、来年度の事業概要を決定するために開催をしたところでございます。来年度は、２０１９年の７月２日火曜日、東藻琴で開催をすることといたしたところでございます。１１月３日は、大空町表彰式を挙行いたしました。各界で長く活躍された方、多額の寄附をされた方、全道全国で活躍された方々など２５件の対象のうち、１５名の方の出席をいただき、挙行したところでございます。１１月６日は、北網地区市町長会議が美幌町で開催をされました。総合教育会議のあり方、持ち方、また閉校校舎の活用状況、さらに職員の時間外勤務の状況などについて意見交換をしたところでございます。平成２９年度の該当職員の平均、１年間の時間外勤務数でありますけれども、報告がありまして、北見市が１９５時間、斜里町１８８時間、小清水町１３４時間、清里町１３３時間、大空町１１７時間、網走市１０５時間、美幌町、津別町が１０２時間、訓子府町が９２時間との報告がございました。１１月８日、１１月９日、１１月１５日は、いずれも道路整備に係る大会でありますとか、要請活動のために東京に出向いたところでございます。８日の北海道「命のみち」づくりを求める臨時大会というものは、北海道が主催となりまして、初めて東京で開催をした大会でございました。また、安全・安心の道づくりを求める全国大会は例年開催をされておりますが、今年は５００人を超える市町村長の直接出席があり、関心の高さが伺えた大会となりました。１５日も含めまして、関係各省に対する要請活動を行ったところあります。国土交通省塚田副大臣からは端野～高野間の来年度事業着手に関する発言も

あり、期待をしているところでございます。続きまして11月15日、16日と企業等の表敬訪問のために、東京に出向いております。双日与志本林業、プリンスホテル、B & G財団、地域創造財団のほか、修徳学園を職員研修の一環として職員とともに訪問をしたところであります。本町における企業活動の推進、また団体が持っております補助事業の採択要請、職員受け入れのお礼、合宿の継続など、要請を行ったところでございます。11月17日には東京女満別会総会、東京東藻琴会総会が東京で開催をされ、出席をいたしました。今年度におきましても、同日、同時間、同ホテルの会場、何階かに分かれてではありますけれども、開催となったところであります。女満別会には46名、東藻琴会には38名の出席がございました。11月20日から21日にかけては、中央省庁要請活動のため、東京へ出張いたしました。職員研修の一環として職員とともに、国土交通省、総務省、文部科学省、農林水産省を訪問いたしまして、河川防災ステーションの整備、情報通信基盤整備、また中学校大規模改修及び認定こども園整備や湿生植物群落の保全、ジャガイモシロシストセンチュウ対策などにおける事業の推進や予算の確保など要請を行うとともに、意見交換を行ったところでございます。また、この時に合わせまして11月21日、全国浄化槽推進市町村協議会通常総会にも出席をいたしました。同団体の協議会の会長を仰せつかっておりまして、総会に出席をしたところでございます。環境省浄化槽推進室から最近の動向についての説明がございました。また、この総会の中で平成29年度決算の認定、平成31年度事業計画、予算など決定を行ったところでございます。11月27日は、北海道酪農振興町村長会議中央要請活動が東京で行われまして、参加をいたしました。道内36人の町村長が参加をし、農林水産省幹部、国会議員に対し、畜産クラスター事業予算の確保や担い手への支援、また補給金制度の堅持、国際貿易交渉の対応などについて要請を行ったところでございます。翌11月28日は、全国町村長大会に出席をいたしました。安倍内閣総理大臣、大島衆議院議長、片山まち・ひと・しごと創生担当大臣のほか、二階自由民主党幹事長などの出席がございました。また、国会議員の方々の出席もありましたけれども、例年と比べ非常に少ない印象でございました。11月29日は、商工振興協議会を開催をいたしました。商工観光に係る各種施策、事業の実績や効果などについて説明をいたしました。それぞれ項目に沿って意見交換を行ったところでございます。12月5日は、畜産振興協議会を開催をいたしました。住吉牧野の入牧と経営状況を説明いたしまして、検討しております入牧料の見直しについても御意見を頂戴したところでございます。女満別地区における畜産クラスター計画の知事承認が降りたことから、申請手続に入っていることなども報告をさせていただいたところでございます。以上、行政報告とさせていただきます。

◇議 長 これで行政報告は終わりました。

◇議 長 日程第5、一般質問を行います。順番に一般質問を許します。3番、上地史隆議員。

◇上地議員 皆様、おはようございます。今年も早いもので、残りわずかになりました。つい先日のニュースであります、今年の世相を表す漢字が「災」の一文字に決まりました。選ばれた理由は西日本豪雨に始まり、北海道胆振東部地震などの自然災害によって多くの方が被災されたからだそうです。まさに自然災害の脅威が強く感じさせられた年だったように思います。それでは、今年最後の定例会になりますが、通告に従い一般質問に移らせていただきたいと思います。ほかの方の質問と重なるところがありましたら、どうか御容赦いただきたいと思います。それではまず1つ目の質問ですが、防災リーダーの育成についてであります。北海道では、防災に対する心構えなどを多くの方に知っていただくためボランティアにより、地域の防災活動に取り組んでもらったり、災害時には地域の防災リーダーとして活躍していただく北海道地域防災マスターの育成に取り組んでおります。北海道防災マスターに認定されるためには、認定研修会の受講が必要となります。ほかにも防災士という資格があります。防災士とは社会のさまざまな場面で減災と社会の防災力向上のための活動が期待され、かつ、そのために十分な意識、知識、技能を有するものとして、NPO法人日本防災士機構が認定した人たちです。そのような防災に関する資格をお持ちの方は大空町にどのくらいいるのか、町長よりお聞かせいただきたいと思います。続いて、防災教育についてお聞きします。内閣府の防災情報のホームページを参考にさせていただきましたが、防災教育は究極の目標は命を守ることを学ぶことであり、そのためには、災害発生の理屈を知り、社会と地域の実態を知ること、備え方を学ぶこと、災害発生時の対処の仕方を学ぶこと、そしてそれを実践に移すことが必要とありました。文部科学省では、学校における防災教育のねらいを、1つ目は「災害時における危険を認識し、日常的な備えを行うとともに、状況に応じた確かな判断の下に、自らの安全を確保するための行動ができるようにする」、2つ目は「災害発生時及び事後に、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるようにする」、3つ目は「自然災害の災害発生メカニズムをはじめとして、地域の自然環境、災害や防災についての基礎的・基本的事項を理解できるようにする」とありました。そのようなことから、大空町の防災教育はどのように取り組まれているのか、教育長よりお聞かせいただきたいと思います。防災の質問に続き、大項目2つ目の質問に移らせていただきたいと思います。子どもの医療費無償化の拡大についてであります。現在、子どもの医療費無償化が全国の市町村で大きく広がっております。中学校卒業まで高校卒業相当までを助成する市町村は通院では約8割、入院では約9割以上にのぼり、現物給付や所得制限を設けない自治体も増えております。道内の自治体も同じように拡大を進めるなか、大空町の現状はどうか、町長よりお聞かせいただきたいと思います。以上で最初の質問とさせていただきます。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 上地議員の一般質問に御答弁を申し上げたいと存じます。北海道地域防災マスターでございますが、防災に対する心構えなどを多くの方にしていただくため、消防や市町村等で防災業務を経験してきた方などに防災活動の中心になってもらおうと平成19年度に北海道が制定をいたしました。ボランティア活動として平常時には防災活動に取り組み、災害時は地域の防災リーダーとして活躍していただくことを目的としております。一方で防災士でございますが、自助、共助、協働を原則として地域の防災力を高めるために、防災や災害時の対応知識や技能を習得された方を日本防災士機構が認証したものでございます。阪神淡路大震災の教訓を踏まえまして予測不可能な被害に対し、正しい知識と適切な判断を兼ね備えた人材を育てようと全国に10万人を超す防災士が誕生し、リーダーとして活躍されております。また、さらに防災に関係してでございますが、大空町の自主防災組織についても御説明を申し上げます。現在3団体が自主防災組織として立ち上がっております。災害が起きた時、まず大切なのは、はじめは自分の命は自分で守ることという自助、これが基本であろうかと思えます。次に、地域の町民が連携して地域の安全を守るという共助、協働が重要であります。自治会単位や複数の自治会による自主防災組織が必要ですが、本町の組織化率は決して高くはございません。組織化を進めていくにあたり、地域における防災リーダーが必要ではないか、そのように考えてございます。また、具体的な取得者数などについては後ほど担当課長から御答弁を申し上げたいと存じます。次に、医療費の関係でございます。子どもたちの医療費でございますが、健康保険制度では就学前は2割、それ以降は大人と同じく3割が自己負担となっております。北海道は医療給付事業といたしまして、所得制限や一部自己負担があるものの、就学前までの乳幼児は通院入院ともに助成対象、小学生は入院のみを助成対象としている状況でございます。また、多くの市町村がこの事業に単独事業といたしまして、対象年齢を引き上げるなど、助成を拡大している状況でございます。本町では、疾病の早期診断と早期治療を促進し、さらには子育て世代の経済的負担の軽減を図る総合戦略の一環といたしまして、現在、所得制限はあるものの、中学生までの入院通院の医療費を全額助成している状況でございます。医療費の現在の状況でありますとか、経過受診件数などは後ほど担当課長から御答弁を申し上げたいと存じます。

◇議 長 総務課長。

◇総務課長 上地議員から御質問のありました地域防災マスター、また防災士の認定数等について私のほうから、御答弁させていただきます。まず、北海道地域防災マスターにつきましては、認定講習会を受講し認定された方となっております。

して、防災業務を有する警察、消防、自衛隊、市町村等の職員の現職、OBや自主防災組織、自治会の役員など地域で防災活動に積極に取り組んでいただける方ということになってございまして、大空町では現在11名が認定されています。次に防災士であります。防災士になるためには、防災士養成研修講座を受講し、防災士資格取得試験を合格したもので、救急救命講習などの講習を受け認証となるもので、対象者は、防災、災害対応、応急手当等の実績のある方として、警察官、消防職員、消防団員などと防災士養成講座を受講した一般の方が、この防災士になることができます。調べたところ、大空町では、現在4名の方が認証されているということになってございます。以上です。

◇議 長 福祉課長。

◇福祉課長 上地議員より質問がございました子ども医療費無償化拡大に関しますこれまでの助成経過、受診件数及び医療費の現状、決算の条件につきまして御説明いたします。まず現在までの医療費の助成経過であります。合併当初の平成18年度では、就学前の医療費窓口負担額を助成しておりました。平成20年10月から小学生の入院までを全額助成とし、平成25年4月から小学生の通院までを全額助成、さらに平成26年8月から現在まで中学生の医療費、通院まで全額助成をしており、助成対象者の範囲を徐々に拡大しております。受診件数及び医療費の現状であります。平成29年度の実績でご報告をさせていただきます。受診件数は9,795件で、その内訳といたしましては、就学前が4,910件、小学生が3,608件、中学生が1,277件であります。また、自己負担分の医療費は2,216万9,000円で、その内訳といたしましては、就学前が1,052万1,000円、小学生が811万2,000円、中学生が353万6,000円であります。最後に、決算の状況であります。子ども医療費助成事業の決算額は2,302万8,000円であり、歳出の内訳として需用費が14万7,000円、委託料が72万1,000円、扶助費が2,296万9,000円で、この扶助費と医療費が同額となります。また、歳入の内訳は、道補助金が400万9,000円、医療費返納金が31万8,000円で、一般財源は1,870万1,000円あります。以上です。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教育長 上地議員からの防災リーダーの育成についての一般質問のうち、子どもたちに対する防災教育について御答弁を申し上げたいと存じます。今年は北海道はもとより、日本各地で自然災害が発生し、災害に対する関心が高まった年でありました。また、東日本大震災の際、岩手県釜石市で行われていた津波からの避難教育の取り組みである「津波てんでんこ」が大きく取り上げられて以降、防災に対する教育の重要性が一層深まったものと認識しております。教育委員会とし

ても防災教育は非常に大切な事項であると、そのように考えているところでございます。町内の学校では全ての学校において、年2回の避難訓練を教育課程に位置付け、毎年実施をしております。時期については新入生を迎えた春の時期と秋に行われており、1回は火災を、もう1回は地震を想定した訓練を行っております。訓練の際には、単に避難するというだけではなく、1児童生徒への事前予告を行わずに訓練を実施する。2避難訓練にあわせて煙体験や傷病者搬送訓練を実施する。3訓練において目指すべきねらいを定めて実施する。4訓練後にアンケートを実施するなど、各学校において工夫を加えた取り組みが行われているところでございます。教科においては、小学校3年生以降において国語、社会科、理科、家庭科、道徳などさまざまな教科において防災に関連する単元が設けられており、災害や災害復旧についての学びを行っております。単元の中、あるいは単元に関連して消防署の見学を行う、自分の学校の消防設備を確認する、自分たちが災害時に何ができるかを考える時間を設けるなどの取り組みも行われております。また、全ての学校での実施とまでは至っておりませんが、地元大空消防署の協力を得て、トレーニングツールである「あっぱくん」を使用した心肺蘇生体験や救命処置に関する講習なども教師をはじめ、子どもたちの授業の中で実施してきているところでございます。防災教育は非常に大切であり、その重要性は年々増してきていると認識をしております。防災教育が目指すものは、災害に適切に対応する能力の基礎を培うことであり、生きる力を育むことと密接に関係していると言われております。教育委員会としても、今後も各学校と連携し、児童生徒の防災意識の向上に努めてまいりたいと考えております。以上、上地議員への御答弁とさせていただきます。

◇議 長 3番、上地議員。

◇上地議員 1点目について再質問させていただきたいと思います。実際、私たちの町の現状もお聞きしました。防災士4名、そして防災マスター11名ということもお聞きしました。そのことについてであります、実際、そのような有識者を、先ほど話でも出たように、自主防災組織に配置されているのか。そのことについて再度お聞かせいただきたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 必ずしも自主防災組織の中に防災士や地域防災マスターの方がいるということには限っているわけではございません。先ほど資格取得のために、役場の職員でありますとか消防職員、また消防団員の方々というその経験値も必要な部分もあるということから、そういった方々が資格を取得されているということで、ちなみに、地域自主防災組織につきましては、住吉自治会、北一自治会、栄町第5自治会でございますので、そこに必ずしもいらっしゃるということになっ

ていないのが現状でございます。

◇議 長 3 番、上地議員

◇上地議員 町長に現状についてお聞きしましたが、実際、自主防災組織、防災のリーダーを配置しなきゃいけないと、そのように思うんですね。自主防災組織率も私たちの町は低いっていうことも、先ほどお聞きしましたが、自主防災組織、平成 29 年度の道内の市町村の組織率、近隣の市町村の数値で答えますが、美幌町、美幌町については 7,940 世帯、82.9%。網走市、網走市 1 万 1,121 世帯、61.9%。津別、清里に至っても 35%以上。大空町は 240 世帯、7.9%です。私がまず防災意識、そういう有識者を増やすのが、自主防災組織が自ずと設立されていく過程になるんじゃないかと、そのように考えております。実際、石川県能登町に視察に行かせていただきましたが、ここは防災にすごい積極的な町でありました。その石川県なんですけど防災士の倍增計画があって、既に 6,000 人以上育成されているそうです。それで能登町自体も 240 名以上の方を育成し、そして全自治会に 1 名以上配置することができております。そして、能登町防災士会も設置され、年数回によるキャリアアップ研修も行われております。私はやっぱり有資格者を増やすのが自主防災組織をつくるため必要ではないかと、そのように考えております。そのような助成とかね、これから考えていく必要があると思いますが、このことについて再度お聞かせいただきたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 組織率については、今議員が言われたとおりであろうと、そのように私どもも受け止めております。本町は災害が少ないと言われておりますけれども、平成 27 年も 28 年も台風被害に遭っております。また、本年もブラックアウト、さらに過去にも大雨や豪雪などの災害が発生している現状もございます。そう考えますと、日頃からの備えがいかに大切かということを改めて私も実感しておりますし、町民の皆さんももう実感されているのではないかと、そのように思います。町民の皆様の大切な命と財産を守るため、私どもが努力しなければならないこともございますが、自ら地域として取り組んでいただくということも一緒になって行っていかなければならないのではないかと考えてございます。災害発生時、当然私どもは対応いたすわけでありましてけれども、公助だけでは十分ではなくて、先ほど言った自助、さらには共助という中で、その地域で支え合う組織というのが大切だと思っておりますし、その中心となるリーダーを今後育成していかなければならないと考えてございます。現在は、自主防災組織の強化を図るための活動として、年間 10 万円を限度として助成をさせていただいてございます。しかし、未結成の場合は当然、助成対象とはなっていないでございます。自主防災組織の

結成は難しいとかですね、なかなか時間が掛かると、さらにどうしていいかわからないと、そういった声もございます。組織化を進めるためには、先にその地域の防災リーダーというものを養成することも必要ではないかと、そのように私も考えるところでございます。そんな中、自治会活動支援交付金でありますとか、自治会運営交付金、こういったものを交付いたしまして、自治会の活動を支援しておりますが、これらをもう少し見つめ直さなければならないかなと、防災や減災の活動への取り組みでありますとか、自主防災組織化を目的の1つとして、こういった交付金のあり方も見直していく必要があるのではないかと、そのように考えまして、31年度中に制度の見直しを担当課へ指示しているところでございます。あわせて、現在あります自主防災組織活動の支援助成金の制度の見直しも必要になってくるのではないかと考えているところであります。こういったことにつきましては、自治会連合会の皆さんにも説明をしていかなければなりません。その中で、組織を立ち上げについて支援策を講じるなど、合意形成と働きかけを続けてまいりたいと、そのように考えているところでございます。

◇議 長 3番、上地議員。

◇上地議員 町長よりは、今後、自治会の活動交付金の見直し、または自主防災組織を設立の補助、要綱の見直しなど、いろいろ今後含めて検討していただくということもお聞かせいただきました。私はやはり、今後前向きに取り組んでいただきたいのと、実際先ほど言った防災士の資格の取得に関しては、防災研修情報センター、防災士の研修情報センターがあるんですけど、6万円以上取得に掛かるのですね、認証登録料で。防災マスターに限っては研修は無償なんですけど、場所によっては交通費も掛かりますし、そういう人たちが増えるように、是非そのような資格の助成もその見直しの中で手厚く行っていただきたい、そのようにお願いしたいと思います。続いて、防災教育について改めてお聞きしたいと思います。防災教育については、教育長より現状についても聞かせていただきました。避難訓練も年2回、地震なども想定したり、あと火災なども想定して行っているということもお聞きしました。また、消防と連携し消防設備などの見学などしていると、積極的にそのような活動も行っているということもお聞きしました。ですが、先ほど視察に行きました自治体の話でありますけど、そこはもう少し防災教育に熱心的な感じがしました。具体的にどのようなことをしているのかと言いますと、小学生の国語の授業で災害が発生するメカニズム、そして避難に何が必要かという考える授業なども行っているそうです。ほかにも音楽では防災の歌作り、そして技術では、エコキュートラジオの設置、あと家庭の授業では防災頭巾をつくったり、防災頭巾に変わる座布団なんですけど、それらを作ったり、あと総合学習でも出前授業、あとは避難訓練計画を作成したりと実践的な活動も行っています。そして、避難路誘導灯と言ってペットボトルというものも作成されているそうです。そして、防災甲子園などにも参加されているとお聞きしました。

私はやはりそういうような教育、取り組みがさらに必要ではないかと。ほかにも社協と連携し、防災かるたを設置したと防災甲子園のホームページでも出ていたと思うんですけど、そのようなことも行っております。私はもう少し広く、そして中身のある、もう少し中身の充実した教育を行うべきだと思いますが、そのことについてどうお考えか、再度聞かせください。

◇議 長 町長。

◇町 長 地域の防災リーダーをつくっていくということに対しまして、いろんな御提案をいただきましてありがとうございます。資格を取るために、ある一定の場所までいかなければならないということもありまして、受講料はもとより、交通費も掛かるということもあります。そんな中、地方で開催を誘致するという発想もあっていいのではないかなと思ったりもいたします。また近隣、近いところである時にはまとまって受講をしていただく、そういう働きかけ、また支援も必要かと思っておりますし、従来でありますと、消防署員、団員はそういった方々の現職やOBの方々が受講されるということが多くなっておりますけれども、現職の職員でありますとか、さらには、町民の方々にも声は掛けていかなければならない、今までこういったところがなかなか十分ではなかったために、多くの方々が認定されていないということではないかなと思っておりますので、そういった面も含めながら取り組んでまいりたいと存じます。

◇議 長 教育長。

◇教育長 防災教育については、全国的に多種多様な先進事例がですね、あることを私も承知をしてございます。私は、防災教育を進めるに当たっては、児童生徒に対して、特に自然災害等の危険に際しては、自らの命を守り抜くための主体的に行動する態度の育成や安全で安心な社会づくりに貢献するという意識を高める教育というものに取り組むことが重要であると考えております。防災教育はただ単に知識を得るということだけではなく、子どもたちの記憶に残るものとするためには、体験が必要であり、繰り返しの復習といったものも必要であると思っております。また、子どもですね、発達段階によって、理解力や判断力というものが異なりますので、小学校、中学校、高校、大学と発達段階に応じた防災教育の実践が有効とされてもおります。例えば小学校では災害から自分の命を守る教育。中学校では個人から地域に視野を広げ、地域の災害を知り、対応できるようになる教育。また、高校では助けられる側から助ける側になるということを目的とした教育。さらに大学では、防災の指導者養成を目標とした教育などが挙げられます。町内の各学校では発達段階に応じた防災教育が、体験学習も含め、工夫されて実施されてきているところでもありますけれども、今議員の方で事例紹介をいただきましたような、より実践に近い、考える防災教育といったものですね、

取り入れながら学校と連携し、子どもたちの記憶に残る防災教育というものを推進してまいりたいと、そのように考えてございます。

◇議 長 3 番、上地議員。

◇上地議員 再質問させていただきますが、防災教育について再質問しますが、教育長より今後、そのような先進的な取り組みも取り組んでいきたいということもお聞きしました。それで、先ほどの話でもあったんですけど、能登町の話ですけど、実際に教育が成果を上げているところも出てきております。能登町に至っては、防災士を中学生で取得する子どももいますし、避難訓練の際には自主的に避難誘導をする子どもも現れております。やはり地域の防災を考える上にあたっては若い力、子どもたちが将来必要となります。そのような力が将来大きく育つように、是非教育に取り組んでいただきたいと、そのように申し上げたいと思います。防災教育についてはこれで質問を終わります。

◇議 長 教育長。

◇教育長 先ほど申し上げましたように、防災教育は発達の段階に応じて適切に行うことが重要でありまして、学校においては、将来に向けて子どもたちにしっかりと防災への意識を持たせることがまず先決であろうと、そのように思っております。防災マスターあるいは防災士と言ったですね、取得を中学生からやっていると言った能登町の取り組みも御紹介いただいたところでありますけれども、現在も气象台から外部講師を招くなど、より専門的な知識の取得に努めているところでありますけれども、そういった防災士などの資格取得の前にですね、子どもたちには、そういった防災マスターや防災士の存在を知っていただくといったことやマスターや防災士によるですね、講話の機会をですね、設けるといったことなど、そのような取り組みを段階的に進めていくことが肝要ではないかなと考えてございます。将来、子どもたちが地域防災の担い手となれるような防災教育を学校とも連携しながら、取り組んでまいりたいと考えておりますので、今後とも御助言、御指導賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◇議 長 3 番、上地議員。

◇上地議員 防災教育についてはこれで質問を終了いたします。教育長言われたように是非若い力を有効に、地域を愛する子どもたちを育成していただくようお願いしたいと思います。続いて、最後になりますが、医療費の無償化の拡大について再質問させていただきたいと思います。先ほど言ったように、私たちの町以外、近隣の市町村などでも無償化の拡大の動きが広がっております。実際に私達と同じ中学生まで拡大しているところもありますし、さらに大きく拡大する所も動き

があるということもお聞きしております。実際に今後、そのような動きに合わせてとは言いませんが、実際に私たちも町ももう少し拡大する必要があるのではないかと、そのように考えております。移住、定住の条件としてはやっぱり子育て支援の充実が1つの条件でもあります、インターネットで確認した時など等も。そして、また若年世帯の方が所得が減る中、保護者の経済的な負担の軽減にもつながると思います。そのようなことから是非拡大ができないのか、そのようなお考えかないのか、再度聞かせたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 オホーツク管内の現状をまず説明を申し上げたいと思います。高校生までの入院、通院を無料化している市町村が7市町村、同じく中学生までの入院、通院を無料化しているところが7市町村、小学生までの入院通院とあわせて中学生までの入院を無料化しているところが4市町村ございます。これらの比率は大体道内でも同じような比率構成になっていると感じております。ただ、全道的に拡充されている傾向にあらうかと思います。先ほど、財政的な数字も申し上げましたけれども、一般財源で約1,800万円ほどと。これを高校生まで拡大すると、さらには400万円程度必要かと、そのように試算をしております。総合戦略では、子ども医療費の無料化でありますとか各種小児ワクチン接種の無料化、学校給食の無償提供、多子世帯の高等学校、大学の祝い金支給など、このほかにもさまざまな町独自の事業を行いまして、子育て支援に取り組んでいるところでございます。限られた財源の中、町政懇談会でも、この29年度、30年度から段々と財政が厳しくなる基調に転じていますというお話をさせていただいております。そんな中、この限られた財源の中では取り組んでいかなければならないと考えたときに、高校生までの拡大が必要か、またそれ以外の施策充実にあてていくべきかということについては慎重に考えてまいりたいと、そのように思っているところでございます。

◇議 長 3番、上地議員。

◇上地議員 財政状況は、地方交付税も減って、大変厳しい情勢が続いていることも、お聞きはしております。ですが、何よりも肝心なのは、人口が減る、それを少しでも減らすということが大事だと思います。子どもが増えれば、また移住定住が増えれば、働く人も増えるし、税収も増える、そのように私は思います。確かに難しいことではあると思いますが、ですが何かしらの対策を打たないと、財政状況はありますが、是非前向きに検討していただきたいと、でないとこの緩やかに人口が減っているのが、急激に人口が減るかもしれないし、10年先の見通しもさらに悪くなるかもしれない、そのように私は思っております。どうか前向きに検討していただきたい、そのように思っております。

◇議 長 町長。

◇町 長 あわせて町政懇談会で、大変大きな課題だということで伝えておりますのは、人口減少社会と言いましょいうか、人口減少に歯止めをかける、さらに地域の担い手となる働き手を確保していくということをお話を申し上げているところであります。いろんなことが全部できれば、それはそれで確かにいいなと、私も思っておりますけれども、今は高校までの無償化を、先ほど言ったようにするべきなのか、その他の施策で人口減少に歯止めをかけていくということにするべきだろうかということについては、私自身も大変悩んでおります。もう一つ、例えばやりたい施策と言いましょいうか、そういう中にあっては、今、課題になっております高校生、大学生が奨学資金を借りてなかなかそれが返済できない。そういった中で、経済的な負担が増しているということもあります。そういったところに国としての施策もありますけれども、町としても何か手立てができないか、そんなことも考えている中で、今どの施策を実行するかということについては十分その効果も考えて、対応していかなければならないのではないかと、そのように考えておりまして、今すぐにですね、この施策を取り組めるところにまで、まだ分析が至っていないということで御勘弁をいただきたいと思います。

◇議 長 これにて上地史隆議員の一般質問を終了します。ここで10分間休憩します。

(休憩 午前 10時54分)

(再開 午前 11時54分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。日程第5、一般質問を続けます。次に、5番、原本哲己議員の一般質問を許します。

◇原本議員 改めて、おはようございます。平成30年もあと10日余りで終えようとしています。先ほどの同僚議員にもありましたが、今年の漢字の「災」が表すように、全国で大きな自然災害の多い年でした。ここ大空町も6月、一部地域で降雹があり、長雨、低温は基幹産業の農業に影響を与える年となり、あまり良い年とはなりませんでした。被害に遭われた方々に改めてお見舞い申し上げます。では、通告に基づき、一般質問に入ります。次年度からの森林環境税、森林環境譲与税について伺います。1点目、まず、大空町の森林面積について伺います。2点目、平成30年度の税制改革において、森林環境税、森林環境譲与税が創設されると聞いていますが、その内容について伺います。3点目、この新しい制度を活用した取り組みについて町はどのように考えているか伺います。以上、3点を1回目の質問とします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 原本議員の一般質問に御答弁を申し上げます。町内の森林面積は、平成28年4月現在でございますが、町内で1万3,319ヘクタールとなっております。所轄別、林種別の面積につきましては、後ほど担当から説明をさせていただきます。森林環境税、森林環境譲与税の内容についてであります。温室効果ガス排出削減目標の達成、災害防止対策のため、森林整備に必要な財源を安定的に確保しようとするものでございます。国民が等しく負担し、国民みんなで森林を支える仕組みとして平成30年度の税制改正において創設されたものでございます。森林環境税は、平成36年4月から個人住民税均等割として年1,000円を負担していただくこととなっております。これに先立ち、森林環境譲与税が平成31年度から都道府県市町村に譲与されることになります。この譲与税の配分基準でございますが、私有林の人工面積割が全体の50%、林業就業者数の割によるものが20%、人口が30%、この3要素で構成されております。市町村へは総額の9割、都道府県は1割とされておりますけれども、当初は市町村が8割、都道府県2割という状況で、段階的に移行するということになってございます。配分は事業の進捗等を踏まえ、段階的に増額となり、当初では総額200億円、本格実施となる平成45年度には600億円が配分される予定となっております。地方譲与税という性格から補助金とは異なり、地方公共団体に一定の裁量を与えられますが、新規の事業や事業量を確実に増加させる施策となる私有林の間伐等、さらには人材の育成、公共施設等での木材利用の促進などに充当すべきとの考えがございます。また、用途については、納税者への説明責任を果たすため公表することになってございます。現在、具体的な事業内容を決めている状況には至っておりません。そのため、現時点での想定、可能性、方向性、こういったことについては説明をさせていただきたいと存じます。まず、譲与税充当の私有林の整備に当たりましては、現在の補助事業との組み合わせを考慮すべきと、そのように考えておりますので、森林経営計画を作成していることが前提条件になろうかと思っております。このため、森林経営計画を策定していない所有者を対象として意向調査を実施する必要があると考えておりますので、まず、それらの経費へ充当すべきだと思っております。また、既存の事業ではありますが、森林整備推進のための上乗せ助成をしている事業への拡充というものが考えられるかと思っております。このほか、林道の維持補修経費、さらには、財源としては少額となりますけれども、木造公共施設の整備への充当というものも考えられるかと思っております。また、非公式ではありますが、網走地区森林組合からは、林地の流動化の促進に併せた森林整備への活用と提案などもございます。事業の内容、制度設計によっては、これらの財源というものを基金を設置した上で活用していくということも検討しなくてはならないかもしれません。また、他の市町村でも現在さまざまな利用の内容検討が進んでおろうかと思っておりますので、

それらも参考にさせていただきながら予算編成の中で、十分検討してまいりたいと、現時点で考えてございますので、何か御提案などありましたら、御発言いただければと思っております。よろしくお願い申し上げます。

◇議 長 産業課長。

◇産業課長 原本議員の１点目の質問であります町内の森林面積について御答弁申し上げます。所轄面積でございますが、国有林が３，０７６ヘクタール、町有林が１，４３０ヘクタール、他の市町村が所有しております森林が２５２ヘクタール、私有林８，５６１ヘクタールで合計１万３，３１０ヘクタールとなります。また、林種別面積では、国有林を除く面積となりますが、人工林７，０７７ヘクタール、天然林２，５５９ヘクタール、無立木地６０７ヘクタールで合計１万２４３ヘクタールとなっております。以上、御答弁とさせていただきます。

◇議 長 ５番、原本議員。

◇原本議員 この制度についての大まかな内容については理解できました。１点目の森林面積についてちょっと質問しますが、この民有林の中、先ほど民有林が８，５００ヘクタール近くあると思うんですけども、その中で所有者が把握されていない面積、またそれらの中で実際には管理されてないと思われる面積、もしわかりましたら、その管理されていない面積も教えていただきたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 所有者と連絡が取れなかったり、死亡されていてその後の相続などの状況がわからないと。大変申しわけございません。現時点では、私どもとしてしっかりと面積を把握してございません。そのため、先ほど申しましたように、来年度、森林経営計画を作成していない方、これらを対象に意向調査をするということを考えてございます。その中でしっかりとした施業計画のあるものを、それにまた意向がない方を含めて、さらには連絡の取れない方、所有者が十分把握できない方というものをしっかりと確認をしていこうと、その作業を平成３１年度はさせていただきたいと、そのように思っておりますので、その後、それらの状況が把握できましたら、また報告をさせていただきたいと存じます。

◇議 長 ５番、原本議員。

◇原本議員 私の地区にも実は何十年も放置されているという森林があります。実際にもう雑然とした形の森林、そういう森林が町内に結構見受けられると思います。この制度を利用して、何とかこれらを解決していけないかと考えています。

また近年、近年と言ってももう長年ですけども、農地開発等で森林を開発してきています。その際に、開発した残地、それらがそのまま原野として残っているケースも多く見受けられます。これらをきちんと森林として開発、整備していくということも必要でないかと思うので、それらの方向に向かってでもこの制度を活用していけないか、伺いたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 放置されているというか、手入れのされていない山林、森林があるというのは私も実感をしてございます。来年度、意向調査をするわけでありましてけれども、その中で、そういったものが所有者がわかっていて、整備意欲がないのか、さらには、所有者もなかなか不明、もしくは特定できないというようなことなのかというところを区別分けしていきたいと思っております。まず、所有者がわかる方々については、しっかりと計画をつくっていただきながら、補助事業が充実されてくると思いますので、その中で取り組んでいただく。さらに、先ほど言いました網走地区森林組合などからは、その流動化を進めるということのお話がありました。その中で、しっかりと森林所有者を確保して整備を進めるということになるかと思いますが、国もですね、所有者がわからない、これについての取り組みというものをですね、大変重要視しております。そんな中では、私どもだけの力では簡単に解決できませんけれども、国の制度の中に則って、こういったものを整備していく、そういった手法を私どもも取り入れていかなければならないものと考えているところでございます。そういった中で放置されている森林をできるだけ少なくする。そのためにも、この財源を活用させていただくということで考えていきたいと、そのように思っております。もう1点、例えば昔山林であったものを農地造成しました。ただ、山林であった全ての面積を農地に切りかえることができずに、一部法面や林地が残るというような形で、従来よりも面積が小さくなってしまったような山林が農地の周辺にあるのかと思います。そうしますと、まず、それだけ大きな面積ではないので、どちらかというと、そこに対するその愛着だとか、手入れというものが行き届いていないということで、どちらかというと放置されている傾向に強くなってしまっているのではないかと、そのように思います。そういった方々は多分、農地と一体となってその所有がある程度わかっているということだと思いますので、来年の意向調査も含めてではありますけれども、しっかりとそういった残置森林も含めてですね、森林整備計画の中に盛り込んでいただく。そうすれば当然、今回の森林環境譲与税の事業ということはもちろんでありますけれども、現在の今、国や北海道や町が持っている補助事業の当然、助成対象の森林ともなり得ますので、その中で、いろんな事業展開ができると、そのように思っております。御存知ない方もまだまだ多いのかもしれないので、今回の調査を進めるに当たって、そういった方々の御意向などもしっかりと把握するとともに、PRを重ねて、そういったところに

ついても、管理していただけるようお願いをしまいたいと思っております。

◇議 長 5 番、原本議員。

◇原本議員 冒頭にも述べましたが近年、自然災害が増えてきています。大空町も一昨年まで2年間にわたり、大雨、豪雨による甚大な被害が発生しました。森林及び原野の整備がこれらの被害を軽減させる役割は御承知のとおりだと思います。この制度を起点として一層整備が進むことを望んで質問を終わりたいと思います。以上終わります。

◇議 長 町長。

◇町 長 今までも町といたしまして、森林整備推進対策事業は国や北海道の補助事業に上乘せする形でさまざまな、さらにはその幅出しと言うのでしょうか、対象を拡充したり、さらには補助の対象に上乘せをしたりということで取り組んできた事業がございます。しかしそれらは、今までは町の一般財源としてだけ取り組んできておりましたので、限りもございました。今回、新たな財源が確保されるということから、そういった内容の充実も図っていかねばならないと、そのように考えているところであります。だんだんと財源も拡充されてくると言われておりますので、私どもの制度設計もだんだんと拡充していかねばならないのではないか、そのように考えておりますので、そんな中で、この創設された趣旨を十分考えながら取り組んでまいりたいと、そのように考えております。今後とも御指導いただきますようお願いを申し上げたいと存じます。

◇議 長 これにて原本哲己議員の一般質問を終了します。

◇議 長 次に、2 番、三條幸夫議員の一般質問を許します。

◇三條議員 改めて、御苦勞様でございます。平成30年度第4回大空町定例議会において、通告書により一般質問をさせていただきます。最初に、農業後継者対策についての1項目目、農業後継者の実態についてお尋ねします。大空町内の農家戸数、年齢構成、農業後継者の有無、単身後継者等を含めてお知らせいただきたいと思います。2項目目、大空町農業担い手育成センターの活動状況についてでございます。登録されている人数、活動内容、大空町が誕生してからの実績、アドバイザーの活動内容、活動時間、予算等についてお尋ねをしたいと思います。3項目目、農業後継者の婚活支援について、町長にお尋ねします。婚活支援は言葉で言うほど簡単でないことは十分承知しておりますが、大空町になっても11年が過ぎて、担当部署は一生懸命、婚活支援の取り組みをしていただいている割にはなかなか結果が厳しいというふうに思います。町長直属の部署を設けて成果

のある取り組みをすべきと考えます。１点目でですね、専任の部署と担当者の配置をすることについて、新たにしっかりと体制を構築し、取り組むべきと考えますが、後ほどを聞かせたいと思います。２点目、国際婚活支援の推進についてであります。国内と既に多くの皆さんが国際結婚されて幸せな家庭を築いておられます。パートナーの不足が現実存在する状況下において、行政が主導して取り組んでいる自治体も数多くございます。大空町として国際婚活の支援に取り組むことも選択肢の一つと考えますが、いかがでしょうか。３点目、担い手専属のアドバイザーの配置についてであります。現在のアドバイザーの取り組みだけでは時間不足で十分な成果を期待するのは難しいのかなと思います。後継者と十分に接触をし、人間関係を築くことから事は始まると思われるので対策を講じるべきと考えます。以上の３点について伺います。２項目目の質問に入らせていただきます。外国人技能実習生の受け入れについてでございます。外国人の技能実習生等の受け入れについては既に御承知のとおり、新聞等でもですね、報道されておりますけれども、改正入管難民法改正案が成立して、来年の４月１日施行となりました。現在、大空町内では外国人技能実習生等の受け入れの実態の有無についてお尋ねをします。２項目目、受け入れの相談窓口、多言語等の設置について伺います。既に近隣の町村では、数多くの実習生を受け入れ取り組んでいる企業がありますが、外国人の受け入れ拡大で相談に来ることが増えると予想されます。国が全国１００カ所程度の外国人生活相談窓口を設置としておりますけれども、外国人居住者の少ない小規模自治体の小さい窓口は、独自で検討しなければならないと思います。外国人居住者が窓口に来たときに対応できるような対策を講じることが必要になってくると考えます。３項目目、登録支援機関等との今後の対応について。これからのことになりますが、農業、建設、介護職等で登録が見込まれることになると思いますけれども、町としてどう関わりを持って対応するのか、考え方を聞かせたいと思います。以上の２点について伺います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 三條議員からの一般質問に御答弁を申し上げたいと思います。農業後継者の実態、また農業担い手育成センターの活動状況などにつきましては現在、事務事業を所管されております農業委員会から御答弁があらうかと思っておりますので、私からは、町としての支援の考え方などについて、御答弁をさせていただきたいと存じます。三條議員が描かれている行政主導の具体的な形というものが十分わかりませんでしたので、ちぐはぐになってしまいましたら御容赦をいただきたいと思います。この課題につきましては、町内における各産業が将来とも維持されていくかという課題になろうかと思っております。とりわけ異業種からの参入が難しい農業にあっては、現在の農家子弟が農業を継承していくための婚姻というものをどう進めるかというところにあると、そのように認識をしております。

しかし、他の産業におきまして、事業継承や異業種からの参入が難しくなっておりまして、全産業を通じての課題とも言えるのではないかと、そのようにも考えます。さらに、日本では婚姻が出生への前提的条件と言いましょいか、前提条件的な要素がありまして、人口減少の対策、さらには労働力の確保対策にもつながる課題ではないかと、そのようにも受けとめております。ということでございますので、どこか主導というよりは、行政機関、私ども、さらに団体の方々、こういった方々との連携力というものを高めるという発想で取り組むべきではないかなと、そのように考えてございます。ちなみに異業種交流事業、これは婚活の意味合いもありますし、また若者力が発揮ということもありますが、こういったものについては、町部局において実施をしているところでございます。現在の農業担い手育成センターの組織体制でありますけれども、平成5年から平成9年、私が農政の担当者であった時のどこかの時点かちょっとはつきりはしませんが、農業後継者対策を進める全国的な組織として、農業担い手育成センターというものが立ち上がったと、その事務局が全国段階といいますと、農業会議に置かれたということがきっかけではなかったかなと思っております。そのため、従来であります町部局にありました農村結婚相談と言いましょいか、農業後継者結婚相談等の業務というものを農業会議と関連が深い農業委員会へと所管を移したと、そのように記憶しております。あわせて当時、町部局に配置されておりました農政アドバイザーを後継者の結婚相談業務の中心として考えて、そして農業委員会に配置するというような手法を取ったのではなかったかなと思っております。当然、町部局におきまして、担い手育成センターの事務局の一員であり、JA等の皆さんにもセンターに参画をいただいておりますけれども、事務事業の中心は農業委員会になりまして、今日に至っているということだと思っております。現在、農業委員会においても、通称農政アドバイザーが配置をされ、農業後継者の結婚相談業務に当たっていただいている状況にあります。そんな中、もう20年以上経ってございます。時代もだいぶ進みました。従来の組織体制のままでいいのかどうか、さらに対象者の意識、今現在の若者の意識を考えたとき、今のままでの事業形態でいいかと、議員がお考えになるのももったいなことだなと、そのように考えてございます。そんなことで、今ここで体制、人員、事業を行政が主体となって進めるという言い方にはなりませんけれども、検討してみたいと、そのように思っております。ただ、今現在ですね、この業務を誠意を持って進めてくださっております農業委員会、各農業委員の皆様がおられますし、さらにはJAの方々、参画をいただいております。そういった方々とうこういった内容について、十分お話をしたことがございませでした。今後こういった方々としっかりと協議をさせていただいて、体制、陣容や人員、さらには事業などの内容まで、もう一度検討する時期ではないかと、そのように考えてございます。そういった協議を進めさせていただくことをこの場でお約束させていただきますので、少し時間を頂戴したいと、そのように考えるところであります。また、協議移管でございませけれども、場合によってはですね、今は農業委員会の方々、

委員の方々中心でありますけれども、町ぐるみでと考えたときには、議員の方々、さらには農協の役員の方々、そういった方々なども相談員や推進員などをお願いをしていくべきだということもありうるかもしれません。そんなときには是非、御協力を賜れればと思っているところでございます。次に国際婚活と言いましょうか、国際結婚のお話もありました。最近あまり国際結婚という言い方もなくなってきたのかなと私自身も何か感じております。もう死語になってきてしまった、当たり前になってきているのではないかと思います。最近活躍しておりますスポーツ選手でありますとか、芸能人の方々、さらに私たちの周りでも、俗にハーフと言っているのでしょうか、そういった方々が非常に多くいらっしゃって活躍されている姿を見受けます。諸外国では古くから当たり前のこと、珍しいことではなかったようではありますが、最近、日本でもそういったことが当然として受け入れられているように思っております。それは、その前段の結婚ということについても、同様に受けとめられている、考えられているのだと、私自身もこういったことについて、特別な思いは全く持っておりませんので、ごくごく自然に人と人が出会って、そして例えば婚姻に結びつくということに国境というもの、国籍というものは関係ないのではないかなと、そのように思っております。また、結婚に至る出会いというところにおいてもですね、最近は多種多様なものがあるように受け止めています。行政以外の機関でありますとか団体が紹介をされて出会う場合もあるようでありますし、会社などが御商売として、営業としてお金を頂きながら、出会いの場をつくるということもあります。また、テレビでの全国規模での婚活イベントなどもありますし、日常的にもいろんな職場同士での合コンと言われているようなものもあります。いろんな形態があって、結婚に至るまで出会いの場はこうあるべきだという、従来の観念を捨てなければならないのではないかなと思っております。そんな中で、先ほど言った事業の内容というものも考えていくべきではないかと、そのように考えているところでございます。次に、専属のアドバイザーの配置でありますけれども、先ほど言いましたように、今後の体制の中ではどのような陣容、人員、体制を取っていくかという中で、あわせて検討させていただきたいと、そのように思います。ただ、今までその人材確保に携わってまいりました感想から申し上げますと、結婚相談の業務、その他に経営のこと、だんだんといろいろなものを賦課して総合トータルで相談に乗れば、それはそれでいいのかもしれないですけど、そうなればなるほどなかなか人材を探してくるということが難しくなっているなど、そんな感想を持っているところでございます。次に２点目の外国人技能実習生の受け入れの関係について御答弁を申し上げます。外国人技能実習制度は、途上国から先進国の進んだ技能、技術、知識を習得させようとするニーズに応えるため青壮年労働者を一定期間、産業界に受け入れ技能等を習得してもらう仕組みでございまして、公益財団法人国際研修協力機構がサポート機関となっております。平成２９年１１月までの受け入れに関しましては、最長３年間、技能等の習得、習熟を得ること内容とするもので、企業単独型、団体管理型の受入方式の中で受け入れてございま

す。本町の場合は商工会やJ A等、営利を目的としない団体が管理団体となりまして、技能実習生を受け入れ、企業や農業法人で実習を受けることができます。実習生の受け入れ状況は、J Aオホーツク網走が管理団体を務めまして、酪農業の農業法人3戸に平成18年度から受け入れを行っております。延べ24名、全てが中国からの実習生の方でございます。現在は1戸の法人が4名の実習生を受け入れられてございます。先日、国会で出入国管理及び難民認定法を改正し、外国人材の受け入れ制度を拡充し、一定の専門性機能を有する外国人材を幅広く受け入れることができるようになったわけでございます。改正以前、これは平成29年12月以降という意味でありますけれども、日本で働ける在留資格は、留学生、そして農業や工場などで最大5年間働くことができる技能実習生、そのほか、医師や大学の先生など高度な専門知識を有する職業の方となっております。今回の法改正によりまして、資格要件はございますけれども、新たに14の業種でさらに5年間就労できるようになりました。また、永住的な就労が可能となる業種も創設されておまして、国としましては、5年間で最大34万人程度の受け入れを見込んでいるということでございます。町内においても、既に実習生を受け入れているところが、先ほど言いましたようにございます。労働力の不足の現状を見ますと、今後も受け入れが増加すると思っております。町内の企業におきましても、来年度受け入れをしたいという旨を私どもに伝えて来られているところもございます。今回の法改正によりまして、受け入れ環境の整備が必要になってくるだろうと思っておりますけれども、国は全国100カ所に日常生活の相談に応じる一元的窓口を創設するための予算を来年度予算に盛り込むとしてございます。また、その受け入れの仲介業務を担う、先ほど言いました管理団体でありますとか、同様の役割を担います登録支援機関も日常生活の情報提供や職場でのトラブルの相談、苦情の受付などを行うこととされております。こういった情報、また状況がございます。さらにはこういったところまで増えていくかという不透明な状況もありますので、現状直ちに町において相談窓口の設置というところは考えてはおりませんけれども、受け入れに当たりまして、制度の運用や情報提供など事業者と実習生を結びつける、連携する作業ということについては、町としても相談に乗っていかねばならないと思っておりますので、そういう対応は取り組んでまいりたいと、そのように考えているところでございます。今、答弁の中で登録支援機関と申しましたけれども、これは管理団体と同様に、その役割を担う機関でございまして、外国人労働者の日本での生活や就労支援を行うことを法務大臣が認め、登録した機関でございます。支援体制を備えた業界団体でありますとか民間の法人、社会労務士などが登録をされている現状にあります。受け入れする事業者の方々は、入国前の生活ガイダンスや生活のための日本語の習得支援、相談、苦情への対応、各種行政手続、さらには支援計画の策定とその実施、それらをですね、この登録支援機関に委託をするという形で受け入れをすることとなります。私の登録支援機関と町との直接的なその接点というものは出てこないわけでありまして、先ほど言いましたように、町として何もしないと

ということにはならないと思っております、私どもはその実習生の方々の住環境でありますとか、地域におけるコミュニティ、さらには日本の制度、さらには市町村のいろいろな制度の説明、そういったものをですね、きちっと説明していく役割を担わなければならないと思っておりますので、実習生と事業者の間に立って、そういったものに配慮するところをですね、担っていかなければならない、そのように考えているところでございます。少し長くなりました。1回目の御答弁とさせていただきます。

◇議 長 農業委員会事務局長。

◇農業委員会事務局長 ただいま三條議員から御質問のありました農業後継者対策についてでございますが、1点目及び2点目について、農業委員会より御答弁申し上げます。まず1点目の農業後継者の実態についてでございますが、現在、大空町で経営耕地面積2ヘクタール以上の農家は407経営体となります。このうち経営主の年齢構成は20代が4経営体、30代が69経営体、40代が110経営体、50代が127経営体、60代が87経営体、70歳以上が10経営体となっております。経営主が50歳以上の224経営体のうち、子が農業従事していない経営体も含め、後継者が現在いない経営体は125経営体となっております。また、独身の農業従事者は126名となっており、そのうち経営主が70名、後継者が56名でございます。内訳でございますが、20歳未満が2名、20代が40名、30代が35名、40代が28名、50歳以上が21名となっております。続きまして、2点目の大空町農業担い手育成センターの活動状況についてでございます。農業担い手育成センターにつきましては、町、農業委員会、JAめまんべつ、JAオホーツク網走の両農協、普及センターなどの関係機関で構成してございます。配偶者の確保対策事業、農業体験の受け入れを中心に行っております。予算につきましては、町、両農協がそれぞれ60万円を負担しセンターを運営しております。昨年度及び今年度は、道外における婚活事業を実施しております。町が昨年度70万円、今年度は130万円を追加負担しております。配偶者確保対策事業では50歳未満の独身農業従事者を対象に婚活パーティーを札幌や北見などで年3回から5回ほど実施しております。参考といたしまして、平成29年度の実施状況でございますが、大空町単独で実施をしておりますふれあいコンパが4回、網走郡3町で実施をしております、美幌町、津別町と合同で実施をしておりますオホーツク3町出合いふれあいツアーが1回となっております。合併後の実績でございますが、大空町農業従事者延べ170人が参加し、延べ63組のカップリングが出来ておりまして、実際に4組が御成婚しております。農業体験の受け入れでは、東京農業大学や酪農学園大学の実習の受け入れや一般農業体験の受け入れを実施しており、ここ10年間で244人の受け入れを行っております。また、御質問で登録人数ということがございましたが、担い手センターにつきましては、登録制をとっておりませんので、原則的には全農

家ということで御理解いただければと思います。また、農業担い手育成センターの業務に関連いたしまして、農業委員会が委託をしております結婚相談員業務についても御説明をいたします。現在、農政アドバイザーと呼称をいたしまして、町内の独身農業従事者に対する結婚に向けた助言や相談業務を委託しております。人員は1名で、月8日間で積算し、年間96万円で契約をしております。主な業務は、ふれあいコンパやオホーツク3町出合いふれあいツアーに係る事前準備、資料作成、戸別訪問、事前講習会、当日の運営などを担っていただいております。以上、御答弁とさせていただきます。

◇議 長 2番、三條議員。

◇三條議員 まず担い手育成センターのですね、取り組みについて再質問させていただきたいと思います。一生懸命努力をしてですね、それなりの成果も上げていただいているのだと思いますけれども、長い年月の中で期待をしたより何かなかなか実績が厳しいというふうなこともですね、今の報告の中で読み取れるのではないかなと思います。取り組んでみてですね、やはり評価をされていると思うんですけれども、どういうところにもうちょっと力を入れられればですね、もっとこういう方に好転するのかなとか、この辺がまずいなというのはいろいろあると思うんですけれども、その辺のことについて、ちょっと聞かせていただければありがたいです。

◇議 長 農業委員会事務局長。

◇農業委員会事務局長 ただいまの三條議員の御質問にお答えいたします。現在、農業担い手育成センターでは、さまざまな工夫を凝らしながらふれあいコンパ事業等を行っております。例といたしましては、参加者年齢を35歳で区切り、年齢上位者が不利にならないような配慮をしたり、他町との合同実施で女性参加者数を確保し出会いの機会を増やす、また去年は道外女性とのコンパを実施したところでもあります。しかしながら御指摘のとおり、なかなか芳しい成果につながっていないのが実情でございます。御質問の趣旨は課題ということでなかろうかと思いますが、現在、若い方をはじめといたしまして、結婚に対する意識が多様化しているというふうに感じているところでございます。そのような中で、参加者のニーズを十分に捉えきれていないことが要因ではないかというふうに考えているところでございます。農業委員会といたしましても、後継者対策は重要な課題と考えておりますので、新年度、平成31年度におきましても、新たな取り組みを現在検討しているところでございます。そういった状況でございますので、何とぞ御理解をいただきたいと思います。

◇議 長 2番、三條議員。

◇三條議員 それではですね、婚活支援の専任部署について再質問をさせていただきたいと思います。自治体が私的領域にですね、関わることにについては賛否両論いろいろな意見があることは事実でございます。北海道の１６年度の調査では未婚男女の８割が結婚したいと考えているにもかかわらず結婚しない理由として、「適当な相手に巡り会えないから」が５割以上だそうですでございます。もちろん、この中に農業青年も含まれてございます。道内のある町ではですね、１６年度に婚活支援、婚活専属の部署、出会い総合センター室を設けてですね、新設して、もちろん農業だけありませんけれども、年齢、職業などの情報をですね、無料登録をして利用するマッチングシステムやボランティアの仲介役として出会い系サポーターの活用等の事業を実施して、実施の結果ですね、１年ちょっとで１７組のカップルが誕生したというのが報告されております。自分からですね、行動できる人はいいと思いますけれども、誰かの後押しがないと相手に出会えない人がたくさんいるということだと思います。先ほど町長からもですね、前向きなお答えを頂きましたけれども、行政が出会いの場をですね、用意してくれることはですね、やはりいろんな民間企業に婚活のための企業があつてですね、いろんな仕掛けをしていただいていますけれども、やはり行政が関わってくると安心だという方がですね、たくさんいるということも事実でございます。先ほどもお話があつたようにですね、やはり一番大事な部分だと思いますし、人口減少対策の有効な手立てだというふうに私は思っています。先ほども町長からですね、検討させてほしいということもお話もございましたけれども、再度、是非町長が先頭に立ってですね、取り組むべきと考えますが、もう一度御答弁をお願いしたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 つい先ごろの新聞だったかに自治体が婚活事業をやるのはいかなものかというような側の論調も出ていたように思います。しかし、国全体の人口減少はこれをどのように歯止めを掛けていくかということを考えた時、先ほども少し申し上げましたけれども、日本の中で出生を促していくということを考えると、今の日本の社会の中ではその前段にやはり婚姻という制度がですね、ひとつあつて、そして出生へとつながっていくと考えれば、私自身は決して否定すべき取り組みの内容ではないと、そのように考えております。ある意味、国家を挙げて取り組むべき、そういうものではないかなと、そのように感じております。先ほど、農業委員会からの御答弁にもありましたように、ただその難しさというものも実感してございます。農業の場面に限らず、その他の事業の方々、また町内でお勤めの方々、言えば私どもの職員もそうでありますけれども、従来のように、昔のように、そのことを、例えば話題にして発言をするというようなことを不用意にしてしまいますと、例えば私どもの職場でいいますと、それはセクハラだと、ま

たパワハラだというようなことにですね、なってしまうのではないかな、なるのかならないとか、判定はなかなかどうなるか難しいところがありますけども言い方によっては、そういうことでなってしまうというようなことの報道が随分あると、そういったこと全体に対するというその臆病感というものが出てしまって、なかなか積極的に関われないというようなところも出てくるのではないかな、そういうところをしっかりと私どももわきまえながら、取り組む事業を、また体制というものを考えていかなければならないなと思ってございます。先ほど言いましたように、担当に聞きますと平成7年に全国の担い手育成センターが設置されているのではないかと、そのような情報も私受けておりましたけれども、それから二十数年間経っております。今言ったことをですね、その時代にも持っていくと笑われるかもしれませんが、今言ったような状況が現状でありますので、非常に時代は変わっていると、その中で、町として取り組むことということも必要になってきているのではないかなと思います。関係するいろいろな団体の方々、機関の方々ありますので、そこと胸襟を開いて、どういった体制、形がいいかというものを早急に協議をさせていただきながら、その体制づくり、さらには事業の内容づくりというものも進めていきたいと、そのように考えているところでございます。

◇議 長 2番、三條議員。

◇三條議員 2点目の国際パートナーの支援について再質問させていただきます。一気に海外となるとですね、なかなか業者のあっせんに頼らざるを得ない部分も出てくると思います。すでに日本で居住されている外国人の数も相当おられます。縁があれば日本での結婚生活をですね、し、日本での生活を継続希望されている方が相当数いるというふうにも言われています。たまたま調べていた時にですね、山形県で道外ですけども、外国人配偶者定住対策で多くの実績を上げている町がございました。当然、いろんなリスクも伴いますし、すぐ上手くいくとは限りませんけれども、こういういろんな参考事例としてですね、成果を上げているところがたくさんあるということもこれ歪みない事実でもございます。1年、2年と自分の思った通りにですね、相手は待ってくれません。40代の人が50代、50代の人が60代と、歳を重ねていってですね、なかなか難しい。それこそパートナーを見つけるのは、刻々、一刻一刻ですね、狭まっていっているということがこれ事実だと思います。なかなか行政が本当に主体となってですね、取り組むというのは、先ほどお話があったように、露骨過ぎて嫌だとか見ず知らずの複数の人といきなり会わすのとかいろんなこともですね、これ批判の中にもそんなことも記載されていますけれども、そっちの方のマイナス要因ばかり考えているとですね、これはもう前に進むことができません。ですから、あまりマイナス要因は考えないでプラス要因の方で是非、前向きに進めていっていただきたいなと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 国際的な婚姻については全く違和感ないと思っておりますけれども、やはり聞くとですね、ご本人達に聞くと、国籍が違うからというよりは、いや配偶者の実家が遠くなるなどかですね、そういう部分でいろいろ大変なのかなとかですね、日本の全国でも風習が違うとなかなか大変ということもあって、そういう中で、何がしか御遠慮されるっていうか、そういうようなこともあります。そういったところも先ほどのいろんな事業展開の中で、しっかりと伝えていってそういう違和感というものをですね、無くしていくことも必要ではないかなと思っております。現実、私どもの町内にも、そういう形態で御結婚されている方、決して多くはありませんけれども、何組かあると私もそのように思っておりますので、そういった方々なども、いろんなところでアドバイスをいただければありがたいなと思っております。この関係についてはですね、毎年、春と秋に各課の懇談をいろいろする中で、私どもの町部局の産業課や、さらには農業委員会の職員の方にももっと思い切った事業やらないかいと、例えばですね、1,000万掛けてテレビの番組を呼んできて、そういう合コンをやったらどうだと、それなら町のPRを兼ねてやるぞというような話を何回となくしておりますけれども、先ほど言った多様なニーズの中で、果たしてそれが効果が上がるかというところでなかなか一歩踏み出せないしております。ただ、職員と私の関係での話でございますので、それをもう少し広いところで議論できる場をつくりながらですね、その事業のあり方などについても、検討していきたいなと、そのように思っております。

◇議 長 2番、三條議員。

◇三條議員 ちょうど今前向きに取り組むというお話の中ですね、私ちょっと調べたのは、JR東日本山手線でですね、中吊りのポスターでPRをするとなんぼ掛かるかということを調べてきたんですけれども、山手線で7日間800万のコストをですね、ブランコで下げると217万だそうです。それぐらいですね、それくらいなことを思い切ってやってみると、ということでですね、何か反応があれば、次の手を打つというようなことも必要になってくるのかなという気がします。目玉が飛び出るような金額ではないような気がするんですけども、いろんな形ですね、各市町村取り組みを見ていますと、いろんなことを取り組みされています。是非、次年度に向けてですね、こういったことも一緒に検討していただければというふうに思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 いろいろな事例を御紹介いただきましてありがとうございます。先ほど言いましたように、この事業を進めるに当たっては、今までの既存の、既定の観念を打ち破るというところが必要ではないかなと、そのように感じております。いろいろなところを参考にさせていただきたいと思います。これからも御指導いただければありがたいので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

◇議 長 1点目ですか。三條議員。

◇三條議員 それでは1点目のですね、最後の再質問ということでさせていただきたいと思います。アドバイザーの配置についてですけれども、今は委託という形で行っているということだと思います。これは、やはり後継者の方と信頼関係を築くためには、かなり訪問をして話を聞いたり、こちらからアドバイスをしたりというふうなことでですね、先ほどお話あったように本当にそれを担う人が、適任者がいるかどうかということは大きな課題だと思いますけれども、現実問題としてですね、農業を例にとりますと、畑に出て1人でいろんな作業していて、なかなか話すのも家族とも話しするのもなかなか時間がない。それで、1年があつという間に過ぎてしまうという話をよく聞いたりするんですけども、気楽に今家族にも話せないこともありますし、それらを聞いてあげて結婚につなげていくような仕組みをですね、何らかの方法でできないかというふうなことなんですけれども、直近で考えられるのはやはり、人間関係をうまく構築しながらですね、想いをつないでいくという方が近いのかなというふうに思っております。これも先ほどから御答弁いただいておりますので、検討していきたいいただいた中で是非、これからの後継者の方がですね、生き生きとこの町で生産活動、また生活を続けていただけるようですね、努力をしていただければと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 現在、委託という方式になってございます。もう少し前は、もうかなり前はですね、嘱託の、町の職員という形でやっていたように思います。ただ、いろいろ相談業務に乗るにあたり、朝、町に出勤してきてから9時から夕方5時ぐらいまでの間の勤務の中で、そういった活動するというのはなかなか難しいなと、日数の問題は別といたしましても、そういうことがあって、臨機応変に対応できるということを含めて、今は委託という形をですね、採らせていただいて、場合によっては、この日は夜の会合に出たり、さらには相談業務に当たったりというようなことで、してきたんですけども、ここのところも体制によってはですね、今後つくる陣容によっては考えていかなければならないと思ってございます。それも、農業委員会の皆さんや農協の皆さん、そういった方々の御意見なども聞いたり、また人材の確保については、そういった方々のアドバイスもいただきながら、考えてまいりたいと思っているところでございます。

◇議 長 1 点目続きますか。

◇三條議員 終わりました。

◇議 長 三條幸夫議員の一般質問中ですが、ここで昼食のため休憩します。再開は午後 1 時といたします。

(休憩 午前 0 時 0 1 分)

(再開 午後 1 時 0 0 分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。日程第 5、三條幸夫議員の一般質問を続けます。2 番、三條議員。

◇三條議員 それでは外国人技能実習生の受け入れについて、再質問させていただきたいと思います。1 つ、相談窓口のことについての再質問となります。大空町でもですね、農業とか建設、介護等での業種の受け入れをですね、先ほどありましたけども、希望することがさらに予想されると思います。それで、大空町で生活する外国人に行政や生活の相談に多言語で応じる、先ほどありましたけども医療と保健、福祉サービス等の対応については登録支援機関等で情報提供を受けて対応することになると思いますけれども、それ以外に細かい部分も含めてですね、やはり地元でそういった窓口があって、細かい対応してあげることが必要になってくるのかなというふうに思います。専任の職員をですね、確保して対応云々というのはなかなか難しいだろうなというふうに私も思います。そこで、町内に居住されている外国出身、海外での生活経験者等の方が多々おられますので、そういった方をですね、ぜひ登録をして、いろいろと協力をしていただくというようなことができたのかなというふうには思ったりもしております。やはり確実に来年 4 月 1 日以降ですね、受け入れしたくても、もろもろのですね、事細かい部分がクリアできなくて、思い切って受け入れができないというふうなことになるのではなくてですね、もうちょっと、隅々まで手が行き届くという方をですね、行政としてですね、対応してあげることが確実に今回の法律でもって認められて労働者の部分を確保していくということに末端の市町村でもですね、その法律が活かせるのかなと思います。再度ですね、この窓口について町長の答弁をお願いしたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 現在、私どもの町でも各産業において、労働力が不足しているという状況にあります。今回の国の法改正などもですね、その一環というところも言え

るのではないかと考えております。いろんな報道などを見ますと、労働力が日本全体で不足していると。そんな中、今までよりも御高齢の方にもさらに働いていただきたい。また今、職を持たない女性などの方にもさらに多く働いてもらいたい。そして、それでもまだ十分足りないであろうと、外国人の方々にも働いていただく。さらには、いろいろな機械化、情報化も含めて省力化も進めていく。全体を通して労働力を確保していくということが必要になってきておりまして、その中には、先ほど言った外国人の方々でお働きをいただくということも出てくるかと思っております。私が考えておりますのは、今すぐ窓口をと、卵が先か鶏が先か、どの程度の需要が出てくるか、まだわからない中で窓口だけ先につくればということにもならないかなと思っておりますので、足踏みをしている状況ではございますが、ただ雇用対策については町として、思い切って取り組んでいかなければならないと、そのように考えてございます。1つ例でございますけれども、平成27年度、労働費の予算がですね、当初予算で11万5,000円でございます。5款、三條議員お分りかと思っておりますけれども、款項目の款、5款の労働費の全体が11万5,000円だったものが、平成30年度は1,203万1,000円となってございます。28年度から総合戦略に取り組みまして、雇用対策の総合戦略の補助金などを計上したということがありまして、28年度は611万9,000円、29年度は731万6,000円、そして平成30年度はその総合戦略の補助金900万円のほかに、さらに雇用コーディネーターの賃金分ということで292万7,000円ほど計上させていただいております。この雇用コーディネーターは、地域の中の雇用をしっかりと底支えできるような、そういう役割を担ってもらいたいということで、配置したところでございます。平成30年度につきましては、総合戦略の、また国の地方創生事業の一環として、東京農業大学と共同事業ということで、東京農業大学の生徒を地域の各産業にインターンシップなどという形で入ってもらい、その橋渡し役としてはこの雇用コーディネーターが役割として担っていることになります。そのほか、総合戦略の中で農業に限らず、地域の商工業も含めた産業の継承作業というものをこのコーディネーターを中心に今後担っていきたい。先ほど言ったように、地域の中だけでは労働力が不足いたしますので、外から受け入れをしていく農業、その他さまざまな産業はその窓口もここが担っていかなければならないと思っております。ただ、平成30年度は、先ほど言いましたようにまだまだ途に就いたばかりということで、十分な活動には至っておりませんけれども、その窓口をこのところに置きたい。さらに私の将来的な構想とすればですね、ここが中心となって1つ民間組織、例えばNPO法人などを立ち上げて、いろいろな職を仲介をするということまで持っていければいいなと。そうしていかなければ、地域の労働力不足というのは解消していかないのではないかと、そのように考えております。ですので、今言った外国人の労働者の方々、実習生の方々という形で来られた時にはですね、こういったところ窓口として、地域の中の紹介をしたり、仲介をしたり、さらには相談窓口なるような、そういう形に持っていくことができればいいなと、

そういうものを目指していきたいと、そのように考えているところでございます。ただ、そこまでには少し時間が掛かるのではないかと考えておりますので、先ほど言った常駐、専属ではなくても、そういう相談業務をしていただけるような協力的なサポーターなども例えば確保していくのも必要ではないかなと、今の御質問を聞いていてそのように思いました。例えば、私どもの町にあります芝桜温泉管理公社さん、芝桜の開花時期には10万に近い旅行者の方が来ていただきますけれども、そこも外国の方々が旅行者としてたくさん来られておられております。そんな中で、ここ数年は中国語を話すことができるそういった方も、臨時的にはありますけれども雇用していただいて、そして外国人の方々に対処するというようなこともやっております。さらに議論としてありますのは、女満別空港がありますので、その観光案内所などもですね、そういった方々を配置していくのはどうかと言った議論もあります。その延長線上と言いましょるか、同類として、例えば地域の中にも、常日頃ではないかもしれませんが、そういった折に協力をいただけるような、そんなサポーター制度というようなこともできれば、今後は必要になってくるなど、そのように感じたところでございます。そういった情報も収集しながら、今後の対応について検討してまいりたいと思っております。

◇議 長 2番、三條議員。

◇三條議員 はい、ぜひ取り組みの方よろしくお願ひしたいと思います。最後になりますけれども、受け入れ希望の実態をですね、もうちょっと、これからの話になると思いますが、どうしても小規模のですね、事業者なんかの方は、手を挙げたくてもなかなか挙げられない方たくさんおられるということだと思います。それは行政が云々難しいとは思いますが、そういう小規模事業者の方が、さあ利用をしたいけれどもどこに相談したらいいかわからないとかですね、いうことがこれから起こりうるのかなというふうに思います。当然、今は報道機関でも御存知のように登録支援機関という機関ができてそこに行けばいいんでしょうけれども、そこに至るまでにですね、相当時間も掛かるでしょうし、なかなか勇気もある。どういうところに、どうやって、どういうふうにして進めたらいいのかっていうことがですね、当然起こりうると思うんです。そういった時にですね、行政がですね、ちょっとサポートしてあげるというふうなところもあるとですね、助かるかなというふうに思います。当然、今お話あったようにNPOだとか、そういったものが立ち上がって、そういうことを一手に引き受けて対応してくるのであれば一番理想的だと思いますけれども、それが立ち上がるまでの間はじゃあどこで対応するのということがあるのかなという気がいたします。今後の課題だと思いますけれども、法律が施行されて動き出して他の町はどんどん進んでいると。ところが、大空町だけ置き去りにされてですね、全然進んでいないことないように、今の実態をですね、放置はされないと思いますけれども、向き合っ

ですね、町も積極的に関与して、真剣にですね、対応すべきというふうに思います。こんなことも含めてですね、まだいろいろ確定してない部分も十分わかります。これらの課題については今後もですね、またいろいろとお知らせいただきながら進めていただくことを御期待申し上げて、今回の私の質問を終わらせていただきたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 先ほど私、例えばそういう外国人の労働の実習生、労働の方々を受け入れる事業者と御本人たちとの橋渡しも行政の役割だという話をさせていただきましたけれども、そこに至るまでの、そういう方々に来ていただこうかということと、さらには具体的な募集をする、先ほど言った管理団体でありますとかそれから登録支援機関との調整、橋渡しというのは行政の役割ではないかと思っております。農業の関係であれば、例えば農協さんと、そのほか商工事業者の方があれば商工会さんと、そのほかに医療機関や介護機関などもあるかもしれません。そういった方々は、地域の社会福祉法人、医療法人などと常日頃から連携をさせていただきながら情報交換をしておりますので、そんな中で、どういう意向があるかということなども踏まえて、御紹介なども橋渡しも、その場面での橋渡しもするのが行政の役割ではないかと、そのように思っておりますので、そういった面も十分意識しながら取り組んでいきたいと思えます。先ほど、町内の企業でも、来年度受け入れしたいということで、登録支援機関に要請をして橋渡しをしていただいておりますという企業もございました。それもですね、先ほど言ったように従業員確保がなかなか難しい中でという御相談もありまして、町がそういう方法もあるのではないかとということでの御提案を差上げた中でいろいろ内部調整をした中で、そういったところをお願いをして、最終的に受け入れの方向性で今動いているということでございましたので、今後こういうところが徐々に増えてくるのではないかなと、そのように思っております。私どもの町にあります、従来からあります中小の事業者の方々もいますし、町が誘致をしたような大きな会社の中でもですね、場合によっては、こういうところにある事業所として、確保していかなければならない、そういうところも出てくるのではないかと、そのように思います。また、農業の現場、農家ばかりではなくて近隣の市町村などを見ますと、農業協同組合が運営する工場だとか作業所などで、そういった方々に来ていただいて、作業していただいているというような実態もありますので、そういった場面も今後は出てくるのではないかと、情報を十分受けとめながら対応できるようにしていきたいと思えます。

◇議 長 これにて、三條幸夫議員の一般質問を終了します。

◇議 長 次に、1番、後藤忍議員の一般質問を許します。

◇後藤議員 通告に従い、新しい高校について一般質問させていただきます。9月に、北海道教育委員会の公立高等学校配置計画により、女満別高校、東藻琴高校が統合となり、平成33年に新しい高校が設置されることが示されました。1点目の質問といたしまして、新しい高校づくりについて、これまでの経過と今年度の取り組み状況、また平成33年度開校に向けた今後のスケジュールについて、教育長より伺いたいと思います。2点目の質問といたしまして、開校に先駆けて開設するための準備を進めている公設塾について、現在の状況や公設塾の内容及び今後のスケジュールについて、教育長に伺いたいと思います。以上、2点を1回目の質問とさせていただきます。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教育長 後藤議員からの一般質問に御答えを申し上げたいと思います。最初に、新しい高校づくりのこれまでの取り組み経過及び今後のスケジュールについて御答弁を申し上げます。新しい高校づくりにつきましては、本年3月に開催されました第1回定例町議会におきまして、北海道教育委員会教育長に対する「大空町の新しい高校づくりに関する発展的統合に向けた要望意見書」を議決いただいた後、4月17日に町長、議長及び教育委員長の三者連名により、北海道教育委員会に対し、要望書の提出を行ったところでございます。その後、本年9月に、大空町の要望内容が反映された公立高等学校配置計画が決定、公表となり、2021年度、平成33年度に大空町に新しい高校が設置されることが示されました。大空町の新しい高校は、町立の全日制総合学科として地域に根差した農業系と進学にも対応できる普通系の2系列とすることを想定してございます。また教育委員会では、公立高等学校配置計画決定前の本年7月に子どもたちが行ってみたい、保護者が通わせたいと思っていただけるような魅力ある高校づくりを進めるため、住民の方々と構成する高校魅力化プロジェクト検討委員会を立ち上げ、新しい高校で育む人物像づくりや魅力づくりといった議論を進めてきております。11月には、公立高等学校配置計画の決定を受け、東藻琴高校及び女満別高校両校の先生方で構成する新しい高校づくり推進委員会を設置し、教育課程編成を始めとする準備項目ごとの具体的事務に着手するとともに、今後、先進地への視察も予定しているところでございます。新しい高校づくりを進めるに当たっては、ただいま申し上げました高校魅力化プロジェクト検討委員会及び新しい高校づくり推進委員会の2つの組織を柱として、地域と高校を行政が一体となって新しい高校を一からつくり上げてまいりたいと考えておりまして、本町の取り組みは道内外からも注目をいただいているところでございます。高校魅力化プロジェクト検討委員会では、さまざまな研究や議論を重ね、新しい高校で育む人物像を今後の予測困難な時代を生き抜くため、自らの力で道を切り開き、多様な人との対話や協働の中で物事を成し遂げることでできる人を人物像として描いていただきました。

この人物像は新しい高校づくりにおける教育理念となるべきものでありますが、明年1月に受け渡し式というような正式な形を持ちまして、高校魅力化プロジェクト検討委員会から高校の先生方に対し、しっかりとその思いをバトンタッチし、今後の新しい高校の教育全般にわたって反映していただくこととしております。また、これからのスケジュールといたしましては、高校魅力化プロジェクト検討委員会においては、開校に向け引き続き、高校の魅力づくりについてさまざまな観点から議論を深め、大空町ならではの具体的な実践プロジェクトを生み出していただくこととしております。一方、新しい高校づくり推進委員会では、残り約2年3カ月という期間ではありますが、準備項目ごとに部会を編成し、役割を分担するなど、効率よく開校に向けた準備業務を進めていくこととしていところでございます。次に、本町が現時点で考えております公設塾の内容及び開設に向けた今後のスケジュールについてお答えを申し上げます。公設塾の取り組みは現在、全国で展開されており、北海道においても、夕張市や白糠町、利尻町、足寄町などで開設されていると伺っております。教育委員会では現在、町内の高校に通学する高校生を対象とした公設塾の開設を検討しているところです。公設塾で学ぶ具体的内容でございますが、特徴としては、一斉講義形式ではなく、自立学習という個別の学習スタイルを基本とし、生徒一人ひとりに合った独自のカリキュラムによる学びを提供したいと考えております。また、高校との連携により、学校での授業を補足するため、生徒のつまずき対策や一人ひとりの能力を引き延ばすサポートも行う予定としております。また、もう1つの大きな特徴として、個別学習以外にも地域の方を外部講師とする事業や大学生との交流事業、さらにはゼミ形式の授業などを行い、地域課題を把握し、自らの考えを相手に伝える実践的な教育活動を通して、思考力、判断力や表現する力を育てていく取り組みもあわせて行うこととしております。新しい高校では学力の向上はもちろんですが、社会で生き抜くための能力を身につけることを重視しており、公設塾は、高校の魅力化を図る上でも欠かせない役割を担うものと考えております。教育委員会では、東藻琴高校及び女満別高校の生徒確保対策や魅力づくりを推し進める意味からも新しい高校の開校を待たずに、来年度中の公設塾の開設を目指し、塾講師の確保など、鋭意準備を進めているところでございます。住民の皆様に対する新しい高校づくりの内容周知に関しましては、これまで町広報誌による特集記事や学校を訪問しての生徒を者への説明会、さらには大空町PTA連合会主催の研修会での保護者や先生方への説明などに取り組んできたところでございますが、まだまだ十分ではないと、そのように認識をしております。今後住民の皆様には新しい高校づくりや公設塾についてタイムリーな情報をよりわかりやすくお伝えできるよう一層努力してまいりたいと考えてございます。以上、後藤議員への御答弁とさせていただきます。

◇議 長 1 番、後藤議員。

◇後藤議員 スケジュールについては大体聞かせていただきました。新しい高校の1点目について再質問させていただきます。平成33年開校時の新規入学者は、現在の中学1年生校の生徒が対象となりますが、受験の検討するため、保護者はより具体的なカリキュラムを知りたがっているようです。具体的な方向性を示すことができる時期の予定を再度お聞きかせいただきたいと思います。

◇議 長 教育長。

◇教育長 新しい高校の全体像を示す時期についての御質問をいただきました。新しい高校は2021年度、平成33年度の開校を予定しておりますが、新校開校と同時に東藻琴高校と女満別高校が統合となり、両校の在校生であります2年生、また3年生は、大空町の新しい高校の生徒として学籍が移ると、そのようなこととなります。そのようなことから、本年度の町内の両高校での学校説明会に際しては、来年度と再来年度、町内の高校に入学していただく生徒さんについては、新しい高校の生徒として卒業することや入学時の高校の教育課程が、卒業まで補償されることなどについて、教育委員会から詳しく生徒の皆さんや保護者の皆様に御説明をさせていただいたところでございます。また、お尋ねの今のですね、中学1年生であります生徒さんにつきましては、新しい高校に入学いただいた場合、第1期生となるわけではありますが、今後、高校の進路決定いただくのにあたり、新しい高校の教育課程を含め、高校の全体像をできるだけ速やかにお示ししなければならないと考えてございます。これから両高校の先生方による新しい高校づくり推進委員会を中心にですね、準備作業が具体的に進められていきますが、来年度中には、新しい高校のおおよその全体像をお示しできるよう、精力的に準備を進めてまいりたいと考えてございます。

◇議 長 1番、後藤委員。

◇後藤議員 今、教育長のお話によると、先生方とカリキュラムデザインが決まった後に、保護者に示していただけるということで、皆さん関心高まっているので、ぜひよろしくお願いいたしたいと思います。再質問させていただきたいのですが、近隣市町村の進学校以外の高校と競合することになると思いますが、総合学科以外でどのような特色で差別化を図っていくのか伺いたいと思います。

◇議 長 教育長。

◇教育長 カリキュラムデザインも含めまして、できるだけですね、全体像を早めにお示しできるように努力をしたいと思っております。新しい高校の特色についての御質問でございます。大空町の新しい高校は町立の高校として、一からつくり上げるということが最大の特色ではないかと考えております。

大空町ならではの幼小中高の学びの連続性を生かし、この地域にしかない学びを地域の皆様とともに作り上げていきたいと思っております。さらに、既に町内の高校が取り組んでおります東京農大などとの高大連携でありますとか、インターネットポータルサイト運営企業でありますヤフーさんの協力のもと現在まで、今年で4回目でしょうか、実施しておりますが、デジタル人材育成事業といったものも新しい高校においても継承していくということとしておりまして、全国に対してもアピールできる大きな特徴であると考えております。また、公設塾の設置においても、その運営内容が重要とされておりまして、全国の公設塾のほとんどが道立あるいは県立高校に後付けで設置されておりまして、設置者が異なるなどの影響から高校と公設塾間の連携がうまくいっていないという事例もあるように聞いております。大空町の場合、高校も公設塾も設置者が町でありますことから、高校の一部として公設塾を最大限に機能させることが可能となり、生徒一人ひとりの個性や能力を生かす教育を実現できるものと考えております。今後こうした本町の高校の特徴や強みといったものを多くの生徒さんや保護者の皆様に浸透させられるよう努力するとともに、大空町の高校に入りたいと思っていただけるよう内外に対するPRも積極的に進めてまいりたいと考えてございます。

◇議 長 1 番、後藤議員。

◇後藤議員 はい、ありがとうございます。新しい高校への入学対象者の生徒の保護者の多くは、全日制普通科卒業の方が多いと推察します。総合学科とはどのような学科であるのかなかなか理解しづらいと思います。ですので、それに向けた説明会や百聞は一見に如かずとよく申しますが、道内の総合学科の見学の機会なども企画していただければと思います。1点目の質問は以上といたします。続いて、2点目の再質問をさせていただきます。町内の小中学校では現在、ICTを活用した事業が行われていますが、公設塾でもICTの活用に取り組む考えはあるのか伺いたいと思います。

◇議 長 教育長。

◇教育長 まず、最初に総合学科に関わります周知等ですね、御質問にお答え申し上げます。高等学校には大きく分けまして、3つの学科がございます。1つは、国語や数学、英語、社会、理科などの共通の科目を中心に学ぶ普通科、もう1つは農業や商業、工業、またビジネスなどといった専門科目を中心になる専門学科というものがあります。さらに3つ目として、さっきの2つの学科に並ぶものとして、平成6年度から導入された総合学科というものがございます。この総合学科の特色としては、共通科目に加えまして、専門科目を学べ、生徒一人ひとりが自らの興味、関心に合わせて学習内容を選択することができる、または、生徒の個性を生かした主体的な学習や自己の進路志望を深める学習といった

ものが重視された学科となっております。道内には現在、16の総合学科を設置する高校がありまして、まだ管内的には、留辺蘂高校、斜里高校などが総合学科を導入してございます。それぞれ特色のある教育活動をですね、展開されていると、そのように認識しているところでございます。新しい大空町の高校では、地域の産業であります農業を通じた学びや生徒の個性に応じた多様な進路実現することを目指してまいりたいと考えております。まだまだ、議員が心配されておりますように、総合学科のことがですね、よくわからないという方も多くおられるものと私もそのように受けとめております。今後一人ひとりの進路に応じて必要な科目を選択できる総合学科の利点や内容についてさまざまな機会でありますとか、方法を通してわかりやすく生徒の皆さんや保護者の皆さん、また地域住民の皆さんに説明をしてまいりたいと考えてございます。次の御質問であります、公設塾の設置に関わってのICTの活用ということでございます。ICTの活用についての御答えを申し上げたいと思います。ICT、情報通信技術と言われておりますけれども、公設塾の設置にあたりましては、新しい高校の開校に先駆け、東藻琴高校及び女満別高校の両校の生徒さんが塾で学べるよう、両方の地区に設置することを視野に入れた中で、現在、設置場所について検討を進めているところでございます。その際、インターネット、いわゆるICTを活用し、地域間、学校間相互のコミュニケーションをですね、図ることのできるツールとして、このICTの導入についてもあわせて現在検討を進めているところでございます。ICTを取り入れることにより、インターネット環境を通じて交流を図ることが可能となり、東藻琴、女満別両校の生徒の一体感の醸成といったものも図られるものと期待をしているところでもございます。また、ICTを活用して他の公設塾と連携したり、英会話など多様な講師の授業を受ける機会を設けたりすることによって、学びの幅が広がり、生徒たちの将来の選択肢を広げることにもつながるものと考えております。今後具体的なですね、より具体的な方向性が固まってきた段階で改めて、生徒や保護者、また住民の皆様にお示しをしてまいりたいと、そのように考えているところでございますので、御理解いただきたいと思います。

◇議 長 1番、後藤議員。

◇後藤議員 おそらく開校当初は、いろいろな学力の生徒がいらっしゃると思いますので、ICT活用の個別指導やグループ別指導にとっても教育効果がある、つまりそれぞれの子どもの学力が違っていてもですね、このICT活用を図ることによって教育的効果が期待できる指導法として、学習指導要領にも謳われていますので、新しい高校においても、生徒たちの幅広い進路希望に対応するために、是非に活用していただければと思います。

◇議 長 教育長。

◇教育長 新しい高校は公設塾とセットでですね、生徒たち一人ひとりに対するですね、きめ細かな学習、またさまざまな社会で生きるための取り組みというものを展開してまいりたいと思っております。また、両校の校舎は距離があるということもありますので、生徒や教員の負担軽減といった意味でも、両区間をですね、繋いで移動負担を軽減できるこのＩＣＴの活用といったものも違った意味での効果を生んでくれるものではないかなと、一人ひとりの成長のためにですね。今後の魅力づくり、また具体的な学習実践カリキュラムの中でですね、良いものをつくり上げてまいりたいと、そのように考えてございます。

◇議 長 １番、後藤議員。

◇後藤議員 新しい高校は町立となります。町として今後、保護者が子どもを他町村の高校ではなく、新しい高校へ子どもを通わせたいと思えるさまざまなメリット、つまり他町村の学校へ通う交通費の削減や公設塾による学習塾代金の減少、総合学科による幅広い進路、就職希望への対応の良さ、全道もしくは全国から来た新しい生徒たちとの交流等のメリットを今後も丁寧に発信していただきたいと思います。以上、質問を終わります。

◇議 長 教育長。

◇教育長 非常に、ただ単に高等学校教育を進めるということではなくて、大空町になくはない、そのような高校にしなければ、なかなか地元の生徒さんたち、また町外の生徒さんたちも振り向いてくれないものと、そのように思っております。新しい高校づくりを進めるに当たりましては、これまで御答弁申し上げましたとおり、地域と学校と行政が一体となって、どこにも負けない大空町ならではの魅力のある高校をつくり上げなければならないと、そのように改めて思っているところでございます。そのためには、住民の皆様との情報の共有をはじめ、新しい高校づくりへの参画の機会の創出など、一層の工夫が必要ではないかと思っております。そのようなことをしっかりと踏まえながら、着々と準備に邁進してまいりたいと存じますので、今後とも御指導賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 これにて、後藤忍議員の一般質問を終了します。次に、４番、田中裕之議員の一般質問を許します。

◇田中議員 １２月定例会開催にあたり、今回私は通告書通り、観光客誘致に向けた取り組みについて２点の質問をいたします。今年の８月に釧路にＬＣＣが就航いたしました。このことは皆さんも御承知のことだと思います。しかしながら報道では、このＬＣＣの航空会社では道東全体を一つの観光圏、東北海道と捉えて

集客を図ろうとしているのに対し、オホーツク管内では、誘客を管内導くバスなどの二次交通の確保や整備はほぼ手つかずの状態、管内自治体や観光関係者が連携して誘客に取り込む動きも見えず、東北北海道観光圏から脱落しかねないという話がありました。そこで、1点目の質問として、大空町も総合戦略で観光客の入り込み数を今の倍にしようという目標があり、将来的にLCCの誘致を考えた時に観光地や自治体間を結ぶ二次交通の確保や整備の早い段階で進める必要があると思いますが、町としての考えを伺いたいと思います。次に、2点目の質問ですが、道東全体を一つの観光圏、東北北海道と捉えた場合、公共の交通機関が限られた中でいかにバスなどの二次交通の確保や整備を進めていくかということですが、そのためにもまず、オホーツク圏での連携が重要となってくると思いますが、近隣の自治体との連携はどのようなになっているのか、現状をお伺いしたいと思います。以上のことについて質問いたしますので、御答弁をよろしくお願いいたします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 田中議員の一般質問に御答弁を申し上げたいと存じます。女満別空港の利用促進、新規就航に関する活動につきましては、周辺の自治体や観光団体などと協議会を組織して取り組んでいる現状でございます。LCCの誘致につきましても協議会において航空会社を訪問し、支援事業を紹介するなどして要請活動を行ってございます。本年8月、関西国際空港と釧路空港を結ぶ路線としてピーチアビエーションが就航いたしました。私たちの地域といたしましては一見、残念な感はありますが、東北北海道に多くの人を呼び込む契機と捉え、さらなる就航拡大に向けて広域連携により誘客事業を展開してございます。地域の認知度を向上させるプロモーション事業の実施、またインターネットを活用し、観光スポットや食、四季、情報を動画を用いてPRするなどを行ってございます。LCCの就航は若い年代層や女性の利用など新たな需要につながり、利用の底上げが図られるものと考えてございます。都市のお客様をお迎えするだけではなく、私たちの地域の方々が旅をされる手段としても有意義なものであると思います。増加傾向にあります外国人旅行客も海外からの直行便だけではなく、国内の他の空港からLCCを使い、経由により来訪いただくことも必要と考えられます。地域の魅力を高めること、戦略的な情報の発信、そして関係機関とも連携をして取り組んでまいっているところでございます。報道にはいろいろありますが、地域としてさまざまなさらに広範囲な努力をしているところでございます。空港からの二次交通でございますけれども、航空機の到着時刻に合わせまして、バスが運行してございます。しかし、バスとJRの接続が十分でないなど課題もあり、交通事業者の方々にも要請をさせていただいております。また、北海道の観光資源は広大な地に分散しております。交通拠点から離れた場所にあることも多く、目的地間の移動も容易ではございません。タクシー、レンタカー、移動手段の組

み合わせによりニーズに対応する必要もあるものと考えてございます。広域周遊観光を推進する上でも、他の圏域、他の空港との連携も重要視されておりまして、これは、自治体のみならず、交通、観光、宿泊などの事業者の協力もいただかなければなりません。さらに、官民の連携により旅行者が足の確保と誘客を図っていくということが必要なことで、これらを努力してまいりたいと思っております。釧路圏域を訪れるお客様、阿寒湖畔温泉に宿泊されるケースも多いと分析をしております。そのような方々に、オホーツク圏域にも足を運んでいただけるよう、新たなバスの運行について現在検討しております。来道は釧路空港、さらに宿泊地を経由いたしまして、帰りは女満別空港から御利用いただくと、そういった周遊の仕組みというものも考えていきたいと思っているところでございます。御答弁とさせていただきます。

◇議 長 4 番、田中議員。

◇田中議員 今、釧路圏の観光客についての取り組みの方の話もされましたけれども、例えば、阿寒湖温泉の旅館組合などではこの L C C を利用した観光客のバスの往路の運賃を無料にする取り組みをしているようですし、また旅行会社が新たな食べ歩きとかの企画もしているようです。そのように路線維持に向けた大変努力が必要だと思いますが、協議会の中でそのようなことは、今の段階で何かお話が出ているのでしょうか。

◇議 長 町長。

◇町 長 釧路圏域の取り組みにつきましても、当然いろんな議論はあったかと思えますけれども、結果的にその 8 月就航後、そういった内容がスタートしております。実際に、8 月から運行すると決まりまして発表されたのが、その前の 1 1 月、1 2 月ぐらいではなかったかと思っております。そういった時期からスタートをして、さまざまな取り組みということでありますけれども、その時点から、今回就航しました航空会社については、釧路空港だけではなくて、東北海道全体としての面的な広がりを将来的に考えた戦略であると、そのように伺っております。その折から、オホーツクにおける P R 活動、プロモーションなども行っておりますし、現在考えております阿寒湖畔とオホーツク圏を結ぶそのバスルートの運行などについても、そういった航空会社の意向を踏まえながら、地域として取り組んでいる事業でございます。まだまだ具体的になっていないところもございますけれども、今後、今回釧路に就航いたしました航空会社は、来年には、さらに別の L C C などと統合をして機材なども増えるということが想定されております。そういった中で、次はぜひ女満別空港に就航していただけるような、そういうところに至るような、地域としての取り組みをしていかなければならないと思っております。また、私どもの地域には空港が所在するという立地がござ

いますけれども、実際の旅行者の方々は、オホーツク圏のさまざまな観光地に向かうということでございます。知床、さらには網走、そして北見方面、さらにはサロマ湖方面まで含めて、広域的な取り組みを、さらには釧網線なども使いました、釧路圏域とオホーツク圏域との連携というものも、定期的に協議をしているところでございます。そんな中で、今後の具体的な内容など、決まってまいりましたら、予算の中などで御紹介をしてまいりたいと、そのように思っております。女満別空港の整備利用促進協議会、幹事会も年内に開催をし、来年度の事業内容などを決めていこうということで関係市町村、関係者の方々の御足労をいただいておりますので、そんな中でだんだんと次年度の事業計画などについても、決まっていくかと思っております。また、特異的な取り組みといたしまして、29年度途中から30年度にかけて、オホーツクールというキャンペーンを行っております。これは道内ほかの地域で行っていないようなオホーツクを全国的に売り出すというキャンペーンでございまして、このオホーツク管内市町村と北海道が連携をして事業主体となって取り組んでおります。こういったものも、この航空需要の一つの開拓につながるものと、そのように考えておりまして、私も積極的にこういったものを活用していきたいと、そのように思っているところでございます。

◇議 長 4番、田中議員。

◇田中議員 先ほど町長は地域間連携も進んでいるというお話をされたと思うんですが、釧路の場合は、釧路に人口が集中していますし、行政もそちら側でやっていますし、空港がそこにあると。ただ女満別の場合は、人口は11万8,000人の北見がありまして、行政は振興局があります網走、そして空港は女満別と。この中で連携をするというのは確かに非常に難しいことなのかもしれませんが、オホーツク圏はいろんな世界遺産もありますし、また流水観光船とか、いろんなそういうものもありますし、また水産物も豊富です。上手くその辺の連携を取っていただいて、早急にそういう受け皿を確保する必要があると思いますので、是非よろしくお願ひしたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 確かに空港とその周辺に関わる人口構成などを考えますと、帯広空港は帯広市にありまして、帯広市が中心となっております。また、ビル会社の社長も帯広市長でございます。旭川においても旭川市が管理をします。ビル会社も旭川市長が社長になっている。釧路は国管理空港でありますので、ビル会社はまた別に地域全体として支えておりますけれども、やはり釧路市にあるということなので、その中核となる都市が積極的に事業展開をし、そして予算付けなどし、周りの近隣市町村を引っ張っていくという形が多いのではないかと思います。

す。取り組みもそのようなことだと思います。そんな中で、私ども合併をしたとは言いながら7, 300人程度の町に空港があり、しかし、その周辺には10万都市の北見市、さらには4万人の網走市、隣の美幌町に2万人、さらに世界自然遺産と斜里町があり、サロマ湖なども近隣にあるということで、確かにそういうところで強力なリーダーシップを私どもの町が発揮をするというのはほかとは少し違う状況にありまして、やりづらくないかと言われれば、確かにいろんな苦労があることも事実でございます。しかし、そういった複数のいろんな拠点があると、そこを取りまとめっていくのもですね、空港があります私どもの行政の役割ではないかと思って日々努力をしているところでございます。嘆いてみても、こういった立地が変わるわけではありませんので、その中で私どもは、これをひとつ、逆にプラスと捉えてですね、いろんな地域の市がどこか1つだけではなくて、大勢のところに関わりを持ってくれるというプラスに捉えてですね、取り組みをしていかなければならないと思っております。先ほど言いました協議会の事務局をお預かりしておりますので、そんな中で関係者の皆さんと連携をすると、そのこのところを一番の旨として、この空港、さらには観光客の誘致というものに当たってまいりたいと思っております。これからも御指導いただきますようお願いを申し上げます。

◇議 長 4番、田中議員。

◇田中議員 今、町長からも前向きなお話をいただきましたが、LCCは搭乗率が伸び悩むと撤退を決めるのも早いとされています。そのためにいろんな情報も活用して、またいろんな人の力なんかも結集して、是非、早急に進めていただきたいと思います。また、この会社のCEOですが、道東の複数の空港に関西線を就航する可能性については大いにあるという返答しております。2020年にはオリンピックもあります。2025年には、ちょうど大阪万博も開催される予定になりました。関西線が就航するには、絶好のチャンスではないかと捉えて、是非、LCCの誘致に向けて二次交通の確保、また整備、また拡充についてで取り組んでいただけますよう、お願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

◇議 長 町長。

◇町 長 はい、ありがとうございます。現在、私どもも釧路に就航いたしましたLCCの状況などについて情報分析をしているところでありますが、LCCさんは基本的にはですね、ほかのフルコストキャリアと違いまして、いつの便でいつどれだけ搭乗率があったとか、内部的にはいろいろな細かな分析をされているんですけども、それを公表しないというところが特徴の1つでもございます。ただ、現実いろいろ周りから聞く状況でありますとか、逆にほかの数字から類推す

ることなどもできるわけございまして、先日、空港ビル会社の取締役会の中でもですね、そういった推測の域は出ませんが分析がされておりました。８月から９月の震災前までについては、おおよそ９５％程度の搭乗率があったのではないかと、そのように受けとめているようでございます。ただ、客層などでは当初言われておりました若い世代の女性が圧倒的に多いということでもないらしいと、高齢の方々がいろいろな周遊を含めた観光にも御利用いただいておりますし、ネットでの申し込みばかりではなくて旅行会社を通じたその航空券の取得というものも一定程度あるといったようなことも、情報として入ってきてございます。また、井上ＣＥＯにおきましては、当初から１カ所就航ということではなくて、複数箇所、東北海道全体を面として捉えて就航したいと、第一歩としての釧路空港であるということでありましたので、私どもは、是非、次の就航地に女満別空港ということで取り組んでしっかりといろいろな環境整備をしてまいりたいと思っております。今年間を通じて関西方面からの路線がございせん。そんな中２０２０年のオリンピック、訪日外国人観光客も４，０００万人を目指すというような報道もございました。さらに２０２５年には、大阪万博が決まりました。私どもとすれば２０３０年の北海道での冬季オリンピック開催というものもひとつ期待を寄せてみたいと思ひますし、そういった節目節目でさまざまな国家的なイベントもございせん。そんな中で、観光客の方々を日本の隅々にまで足を運んでいただく、そのための航空路線の整備、地域としても努力をしてまいりたいと思ひてございせん。今後とも御指導いただければと思ひておりますし、先ほどの協議会の中でもですね、次年度の大きな目標は３つ掲げておりまして、一つは、ＬＣＣの関西便の誘致、さらに中部空港の路線の底上げ、そして今年飛びました中部圏域あります航空会社のチャーター便の定期化というものを大きな目標の３つに掲げて取り組んでいるところでございせん。今後とも御指導いただきますようお願いを申し上げて、御答弁とさせていただきます。

◇議 長 これにて田中裕之議員の一般質問を終了します。これで一般質問を終わります。

◇議 長 以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。大変お疲れさまでした。

（閉会 午後 １時５９分）

平成 3 0 年 第 4 回

大空町議会定例会会議録

〔その 2〕

- ・ 招 集 平成 3 0 年 1 2 月 1 8 日
- ・ 開 会 平成 3 0 年 1 2 月 1 8 日
- ・ 閉 会 平成 3 0 年 1 2 月 1 9 日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	後	藤	忍	7 番	品	田	好	博	
2 番	三	條	幸	夫	8 番	齋	藤	宏	司
3 番	上	地	史	隆	9 番	松	岡	克	美
4 番	田	中	裕	之	10番	深	川		昇
5 番	原	本	哲	己	11番	松	田	信	行
6 番	沢	出	好	雄	12番	近	藤	哲	雄

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町長、教育委員会教育長、代表監査委員、農業委員会会長、副町長、総合支所長、会計管理者、総務課長、総務課参事、住民課長、福祉課長、福祉課参事、産業課長、産業課参事、建設課長、建設課参事、地域振興課長、住民福祉課長、総務課主査、生涯学習課長、生涯学習課参事、監査委員事務局長、農業委員会事務局長、選挙管理委員会事務局長

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、主幹、書記

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

平成30年第4回大空町議会定例会議事日程

第2号 平成30年12月19日（水） 10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
(諸般の報告)
- 日程第2 認定第1号から認定第8号までについて（決算審査特別委員会審査報告）
- 日程第3 議案第68号 指定管理者の指定について
- 日程第4 議案第69号 指定管理者の指定について
- 日程第5 議案第70号 指定管理者の指定について
- 日程第6 議案第71号 指定管理者の指定について
- 日程第7 議案第72号 指定管理者の指定について
- 日程第8 議案第73号 大空町臨時職員等の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第9 議案第74号 大空町東藻琴公民館条例等の一部を改正する条例制定について
- 日程第10 議案第75号 大空町東藻琴生涯学習センター条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第11 議案第76号 大空町児童センター条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第12 議案第77号 大空町下水道設置条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第13 議案第78号 大空町下水道事業条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第14 議案第79号 大空町個別排水処理施設管理条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第15 議案第80号 大空町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第16 議案第81号 大空町普通河川管理条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第17 議案第82号 大空町準用河川占用料等徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第18 議案第83号 平成30年度大空町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第19 議案第84号 平成30年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第20 議案第85号 平成30年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第21 議案第86号 平成30年度大空町下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第22 議案第87号 平成30年度大空町個別排水処理事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第23 発議第13号 日米物品貿易協定交渉に関する要望意見書
- 日程第24 報告第15号 例月出納検査結果報告について

出席説明員の報告

1. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のために出席する者は次のとおり。

町長	山下英二	教育委員会教育長	渡邊國夫
代表監査委員	近藤克郎	農業委員会会長	山神正信

2. 大空町長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

副町長	川口明夫	福祉課参事	松川一正
総合支所長	伊藤裕幸	産業課長	藤田勉
会計管理者	平田義和	産業課参事	中村直樹
総務課長	南部猛	建設課長	高島清和
総務課参事	林敏美	建設課参事	山本純生
総務課参事	塚原章裕	地域振興課長	作田勝弥
住民課長	田中信裕	住民福祉課長	星加政志
福祉課長	佐々木徳幸	総務課主査	土田康裕

3. 大空町教育委員会教育長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

生涯学習課長	佐薙幸史	生涯学習課参事	田端久剛
--------	------	---------	------

4. 大空町代表監査委員の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	伊藤裕幸
------	------

5. 大空町農業委員会会長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	井上透
------	-----

6. 大空町選挙管理委員会委員長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	伊藤裕幸
------	------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおり。

事務局長	菊地教男	事務局主幹	石川大樹
書記	岩原大輔		

以上のとおり報告する。

平成30年12月19日

大空町議会議長 近藤哲雄

(開会 午前 10 時 00 分)

◎開会、開議宣言

◇議長 おはようございます。ただいまから平成30年第4回大空町議会定例会2日目の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

◇議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第127条の規定によって、議長において、8番齋藤宏司議員及び9番松岡克美議員を指名します。

◎諸般の報告

◇議長 この際、諸般の報告を行います。事務局長に報告いたさせます。事務局長。

◇議会事務局長 諸般の報告を申し上げます。ただいまの出席議員は12名全員であります。本日の会議に説明のために出席する者の職氏名は一覧表として配付しているとおりであります。なお、職務の都合により、一部に異動がある場合がありますことを御了承願います。本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。以上でございます。

◇議長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第2 認定第1号から認定第8号

◇議長 日程第2、認定第1号、平成29年度大空町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第8号、平成29年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの8件を一括議題とします。本件は、平成30年第3回定例会において、議会閉会中の継続審査事件として、決算審査特別委員会に審査の付託を行ったものであります。したがって、本件の審査結果について、決算審査特別委員会委員長に報告を求めます。決算審査特別委員会委員長、沢出好雄議員。

◇決算審査特別委員会委員長 決算審査特別委員会における審査の結果について御報告いたします。議会提出議案書の1ページ及び3ページをご覧いただきたいと思います。平成30年第3回大空町議会定例会において設置された当委員会の審査の付託がありました事件は、認定第1号、平成29年度大空町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第2号、平成29年度大空町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号、平成29年度大空町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号、平成29年度大空町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号、平成29年度大空町

介護サービス事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号、平成29年度大空町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第7号、平成29年度大空町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第8号、平成29年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定についての8件であります。去る10月23日、当議会議事堂において審査のための特別委員会を開催し、町長をはじめ関係職員の出席を求めて慎重に審査を行った結果、委員会審査報告書のとおり、認定第1号から認定第8号の8事件全てを原案のとおり認定すべきと決定いたしました。以上、当委員会に付託された事件の審査経過と結果を申し上げ、大空町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

◇議 長 別に発言も無いようですので、これから採決します。お諮りします。認定第1号から認定第8号までの8件を一括して採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。これから、認定第1号、平成29年度大空町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第8号、平成29年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの8件を一括して採決します。お諮りします。認定第1号から認定第8号までの8件の決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。8件の決算は委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、認定第1号、平成29年度大空町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第8号、平成29年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの8件の決算については、認定することに決定しました。

◎日程第3 議案第68号

◇議 長 日程第3、議案第68号、指定管理者の指定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。田端生涯学習課参事。

◇生涯学習課参事 議案書1ページをお開きいただきたいと思います。議案第68号、指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定したいので、議会の議決を求める。平成30年12月18日提出、大空町長山下英二。記、1施設の名称等、大空町女満別西3条3丁目1番地の1、女満別研修会館。大空町女満別西3条3丁目1番地の1、女満別ゲートボールセンター。2指定管理者の名称等、大空町女満別西3条4丁目1番11号、一般財団法人大空町青少年育成協会、会長合田秀樹。3指定の期間、平成31（2019）年4月1日から平成34（2022）年3月31日までの3年間であります。女満別研修会館は、町民の学習活動の振興と生活技術の習得

など、住民福祉の増進に寄与することを目的として昭和４７年８月に設置された施設であり、女満別ゲートボールセンターは、町内のゲートボール等のスポーツの普及振興を図ることにより、町民生活の向上に寄与することを目的に昭和４９年３月に設置された施設であります。両施設は条例上それぞれ別の施設として位置付けられておりますが、渡り廊下で接続されており、両施設を一体的に管理することにより、施設の利用効率を発揮させることができるとともに、管理経費の節減が期待できることから、両施設を一体とした指定管理者制度による施設運営をしようとするものでございます。指定管理者の指定手続に当たりましては、大空町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第２条に基づき公募を行った結果、現在の指定管理者である一般財団法人大空町青少年育成協会１社のみの応募でございました。当該団体につきましては、両施設の現在の指定管理者であり、両施設を活用した事業の展開による生涯学習の振興とともに、安全を考慮した安心な施設管理が見込まれることから、指定管理者選定委員会の御審議を得て、候補者として選定したところでございます。なお、両施設の概要等につきましては、参考資料１ページ、２ページにそれぞれ記載しておりますので、ご覧いただきたいと思います。以上、提案の御説明とさせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第６８号指定管理者の指定についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第６８号、指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第４ 議案第６９号

◇議 長 日程第４、議案第６９号、指定管理者の指定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。田端生涯学習課参事。

◇生涯学習課参事 議案書３ページをお開きいただきたいと思います。議案第６９号指定管理者の指定について、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、指定管理者を次のとおり指定したいので、議会の議決を求める。平成３０年１２月１８日提出、大空町長山下英二。記、１施設の名称等、大空町女満別本通１丁目２６番地、女満別図書館。大空町東藻琴３６０番地の１、東藻琴図書館。２指

定管理者の名称等、大空町女満別西3条4丁目1番11号、一般財団法人大空町青少年育成協会会長、合田秀樹。3指定の期間、平成31（2019）年4月1日から平成36年（2024）年3月31日までの5年間でございます。大空町図書館は、図書、記録、その他必要な資料を収集整理及び保存し、広く町民の利用に供するとともに、その教養、調査・研究及びレクリエーション等に資することを目的として、女満別図書館は平成2年11月、東藻琴図書館は平成6年7月に設置された施設でございます。両図書館につきましては、大空町図書館条例においてそれぞれ地区館として位置づけられておりますが、両施設を一体的に管理し、説明の効用を発揮させることができ、さらには管理経費の節減が期待できることから、両施設を一体とした指定管理者制度による施設運営をしようとするものでございます。当該法人は図書館の役割を認識し、読書活動の普及が見込まれるほか、住民への情報提供、PR活動、自主事業などが盛り込まれており、業務のノウハウを持ち、利用者に配慮した安心な施設管理が見込まれるほか、図書館司書を配置し、本年策定された図書館計画、子ども読書計画の推進に大きく寄与することが期待でき、効果的かつ効率的な管理運営が見込まれることから、大空町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条に基づき、公募によらず、指定管理者の候補者として指定管理者選定委員会の御審議を得て選定したものでございます。なお、施設の概要等につきましては、参考資料の3ページ、4ページにそれぞれ掲載しておりますので、ご覧をいただきたいと思います。以上、提案の説明とさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第69号、指定管理者の指定についてを採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第69号、指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第70号

◇議 長 日程第5、議案第70号、指定管理者の指定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。田端生涯学習課参事。

◇生涯学習課参事 議案書5ページをお開きください。議案第70号、指定管理者

の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定したいので、議会の議決を求める。平成30年12月18日提出、大空町長山下英二。記、1施設の名称等、大空町女満別西5条5丁目353番地の3、女満別B&G海洋センター。大空町東藻琴387番地の1、東藻琴B&G海洋センター。2指定管理者の名称等、大空町女満別西3条4丁目1番11号、一般財団法人大空町青少年育成協会会長、合田秀樹。3指定の期間、平成31（2019）年4月1日から平成36（2024）年3月31日までの5年間であります。大空町B&G海洋センターにつきましては、町民の健康増進と青少年の健全育成を図り、地域の連帯感を醸成することを目的として、女満別B&G海洋センターは平成3年6月に、東藻琴B&G海洋センターは昭和63年6月に設置された施設でございます。両施設につきましては、大空町B&G海洋センター条例において、それぞれ地区施設として位置づけられておりますが、両施設を一体的に管理し、施設の効用を発揮させることができること、さらには管理経費の節減が期待できることなどから両施設を一体とした指定管理者制度による施設運営をしようとするものでございます。指定管理者の指定手続につきましては、一般財団法人大空町青少年育成協会が現在の指定管理者として、両施設を管理しております。当該法人は、施設の管理には実績があり、両施設を活用した自主事業等の展開による生涯学習の振興とともに、安全を考慮した安心な施設管理が見込まれ、運営技術や専門的機能などの経営資源を活用することにより、効果的かつ効率的な管理運営が期待できることから、大空町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条に基づき、公募によらず指定管理者の候補者として、指定管理者選定委員会の御審議を得て選定したものでございます。なお、施設の概要等につきましては、参考資料5ページ、6ページにそれぞれ記載しておりますので、ご覧いただきたいと思います。以上、提案の御説明とさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第70号、指定管理者の指定についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第70号、指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

◇議長 日程第6、議案第71号、指定管理者の指定についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。作田地域振興課長。

◇地域振興課長 議案書の7ページでございます。議案第71号、指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定したいので、議会の議決を求める。平成30年12月18日提出、大空町長山下英二。記、1施設の名称等、大空町東藻琴409番地の1、ひがしもこと乳酪館。2指定管理者の名称等、大空町女満別昭和96番地1、一般財団法人めまんべつ産業開発公社、理事長、濱名敏之。3指定の期間、平成31（2019）年4月1日から平成36（2024）年3月31日までの5年間でございます。ひがしもこと乳酪館につきましては、乳製品の研究開発を進めるとともに、乳製品を通じて地域住民と都市住民との体験交流を深めることにより、住民の生活向上と地域の活性化を図ることを目的として平成8年に設置された施設でございます。この施設につきましては、平成19年度から指定管理者制度を導入いたしまして、今年度で4期12年目を迎えております。現行の指定管理期間が来年3月31日で満了いたしますが、ひがしもこと乳酪館につきましては、前回の第4期につきましては公募で募集しておりましたが、今回第5期の募集におきましては、大空町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条により、公の施設の性格、規模、機能等により公募することが適さないと認められ、また現在管理している団体が蓄積した管理運営技術や専門的技術などの経営資源を活用することによって、施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成できることから、公募によらず指名により指定管理者の候補者として選定したものでございます。さらに、人的サービスや事業企画など実施事業の成果を検証するために一定の期間を要する施設であるため、指定期間を3年から5年に延長させていただいております。なお、参考資料の7ページに関係資料を添付してございますので、御参照いただければと存じます。以上、提案理由を申し上げましたので、御審議賜りますようお願い申し上げます。

◇議長 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。
（「なし」の声あり）

◇議長 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。
（「なし」の声あり）

◇議長 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第71号、指定管理者の指定についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

◇議長 長 異議なしと認めます。したがって、議案第71号、指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第72号

◇議長 日程第7、議案第72号、指定管理者の指定についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。作田地域振興課長。

◇地域振興課長 議案書9ページでございます。議案第72号、指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定したいので議会の議決を求める。平成30年12月18日提出、大空町長山下英二。記、1施設の名称等、大空町東藻琴末広393番地、藻琴山温泉芝桜公園。2指定管理者の名称等、大空町東藻琴末広393番地、株式会社東藻琴芝桜公園管理公社、代表取締役、八重樫光司。3指定の期間、平成31（2019）年4月1日から平成36（2024）年3月31日までの5年間でございます。藻琴山温泉芝桜公園につきましては、芝桜公園を中心とした観光事業がもたらす経済効果、雇用促進、生活文化、環境の向上に寄与することを目的として、平成12年に開設をしてございます。この施設につきましては、平成19年度から指定管理者制度を導入いたしまして、本年度で4期12年目を迎えております。現行の指定管理期間が来年3月31日で満了いたしますが、これまで指定管理しております株式会社東藻琴芝桜公園管理公社が当該施設の管理運営を目的に設立されていること、また同公社が長年蓄積してきました施設の管理や運営のノウハウを今後も活用することによって、施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成することが見込まれることから、大空町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第5条の規定に基づき、公募によらず指名により指定管理者の候補者として選定したものでございます。また、人的サービスや事業企画などを実施事業の成果を検証するために一定の期間を要する施設であるため今回、指定期間を3年から5年に延長させていただきました。前回までの指定管理は芝桜公園温浴施設、ハウス施設の管理運営に努めていただきました。今までハウス施設につきましては、指定管理料で運営してきたところでございますが、今回につきましては、ハウス施設を指定管理から除き、町の直営といたしまして、今後の可能性について方針を検討することといたしました。なお、参考資料の9ページに関係資料を添付してございますので、ご覧いただきたいと存じます。以上、提案理由を申し上げますので、御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◇議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。2番、三條議員。

◇三條議員 1つだけ教えていただきたいんですけども、5年間と指定管理期間がある中でですね、まず電気代だとか燃料費、積算時に比べるとですね、変動することが結構多いと思うんですけども、見直しというのはどのくらいのときを基準にしてですね、見直しをして契約をし直しているのか、そこをちょっと教えていただければと思います。

◇議 長 地域振興課長。

◇地域振興課長 指定管理料の見直しにつきましては、経費、また売上等も含めてですね、5%ですね、増減があった場合に協議するということになっております。必ずしも変更するわけではないですけれども、協議するということになってございます。

◇議 長 暫時休憩します。

(休憩 午前10時27分)

(再開 午前10時34分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。地域振興課長。

◇地域振興課長 失礼いたしました。先ほど私が答弁したのは、生産規定に関する御答弁でしたので、質問の趣旨とはちょっと違っていたということで、経費の燃料費等に関する増減に関する調整につきましては、大きな増減が発生した場合にですね、その都度、指定管理者の方と協議させていただきまして、調整をしてですね、させていただいているということでございますので、御理解いただきたいと思います。

◇議 長 2番、三條議員。

◇三條議員 何となくわかるんですけれども、施設によってですね、対応の仕方や何か違って、ある施設は5%上がったら面倒を見ている、ある施設は話し合いで面倒を見ると。じゃなくて、やはり基準がないと、例えば今年は灯油が値上がりしていて、片一方で福祉灯油や何かを計上するよというようなことであれば、例えば上がっていることを認めていることになりますよね、そういうときは見直しをすとか、いろんなケースがあると思うんですけれども、指定管理を受けているところが不公平感を感じないような対応の仕方をしていかないとやはりみんな困っていると思うんですよ。灯油代や電気代がぐっと上がったりするとですね、そういうときに困らないようにすべきというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

◇議 長 副町長。

◇副町長 ただいまの主に光熱水費等の高騰、また現在は高騰している、また場合によってはですね、下がるということもございます。指定管理者制度についまし

ては、ある程度安定した期間の中で、それぞれトータルで運用していただくということが趣旨でございますけれども、今議員から御指摘のようにですね、高騰があった場合、また逆の場合もあった場合ということもございます。また、そういう場合についてはですね、個々に協議はもちろんですけれども、全体の施設がですね、バランスを取れるような目安というものをきちっと定めてですね、対応したいというふうに考えております。施設によってはですね、燃料とか電気の占める割合が少ないところもございますので、一概に施設の運営費ですね、占める割合が人件費が多いところ、光熱水費のところ少ないところございますので、そのところがですね、不公平を来たさないような形でですね、真摯にですね、協議をさせていただきたいというふうにさせていただきたいと。また、できれば基準が定めるものについてはですね、そのような目安というものもきちっと内部で検討させていただきたいとこのように考えてございますので、御理解を賜ればと思います。よろしくお願いいたします。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第72号、指定管理者の指定についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第72号、指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第73号

◇議 長 日程第8、議案第73号、大空町臨時職員等の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。佐藤生涯学習課長。

◇生涯学習課長 議案書11ページです。議案第73号、大空町臨時職員等の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定について。このことについて、別紙のとおり提出する。平成30年12月18日提出、大空町長山下英二。議案書13ページは改正条文、改正しようとする別表第2です。内容につきましては、定例会参考資料により説明させていただきます。参考資料11ページをお開きください。現在、教育委員会では、新しい高校づくりについての作業を進めております。新しい高校の魅力を高めるため、あわせて開設を予定している公設塾で働いていただく講師について募集活動を行っておりますが、応募が得られていない状

況です。現在は、臨時職員等の勤務条件に関する条例における時間給 1, 110 円での募集を行っていますが、道内の既に開設されている公設塾の講師等の賃金と比較すると待遇面で不利な状況も見られること、塾で教えることだけでなく、塾の運営や新しい高校と協力して魅力化を推進する業務も担っていただける人材として確保していきたいことから時間単価を引き上げ、募集を行おうとするものです。参考資料 11 ページは、臨時職員の時間給を定めた別表第 2 の新旧対照表です。表の左側、改正後の条例、業務内容の上から 6 番目「教員経験があり、高度な専門知識を必要とする業務」の次に、「専門知識を有し、新しい高校づくりを推進する業務」を加え、時間給を 1, 280 円とするものです。また、参考資料 12 ページ、附則では施行日を平成 31 年 4 月 1 日とするものです。以上、提案の内容について説明させていただきました。御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第 73 号、大空町臨時職員等の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第 73 号、大空町臨時職員等の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 9 議案第 74 号

◇議 長 日程第 9、議案第 74 号、大空町東藻琴公民館条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。林総務課参事。

◇総務課参事 議案書 15 ページをお開き願います。議案第 74 号、大空町東藻琴公民館条例等の一部を改正する条例制定について。このことについて、別紙のとおり提出する。平成 30 年 12 月 18 日提出、大空町長山下英二。公の施設における現行の使用料につきましては、平成 27 年度に見直しの検討を行い、28 年 4 月 1 日から施行しています。使用料につきましては、受益と負担の公平性を確保しながら、施設の運営と行政サービスの改善を図るため、3 年ごとに見直しを行っているところでございまして、今回算定作業を行い、大空町東藻琴公民館条

例のほか、7 条例について改正しようとするものでございます。改正の具体的な内容につきましては、お手元の参考資料により御説明申し上げますので、参考資料の 13 ページをお開き願います。大空町東藻琴公民館条例等の一部を改正する条例新旧対照表です。はじめに、大空町東藻琴公民館条例の一部改正ですが、別表 1 階和室の項中 200 円を 250 円に、多目的ホールの項中 1,900 円を 2,600 円に、2 階和室の項中 200 円を 250 円に改めます。続きまして、大空町女満別研修会館条例の一部改正につきましては、別表大会議室の項中 2,200 円を 2,800 円に、第 1 会議室の項中 250 円を 300 円に、視聴覚室の項中 350 円を 400 円に改めます。14 ページをお開き願います。大空町女満別ゲートボールセンター条例の一部改正につきましては、別表トレーニングルームの項中 100 円を 150 円に改めます。大空町東藻琴生涯学習センター条例の一部改正につきましては、別表ジュニアアートギャラリーの項中 150 円を 200 円に、ふれあい工芸館の項中 250 円を 350 円に改めます。下段の大空町体育施設条例の一部改正につきましては、別表の 4 東藻琴野球場の表中 200 円を 300 円に。15 ページに移りまして、5 東藻琴テニスコートの表中 60 円を 90 円に、6 東藻琴多目的運動広場の表中 650 円を 950 円に改めるものでございます。中段の大空町女満別屋外ゲートボール場条例の一部改正につきましては、別表の 450 円を 650 円に改めます。大空町東藻琴農村環境改善センター条例の一部改正につきましては、別表 1 階和室の中 200 円を 250 円に、多目的ホールの項中 1,900 円を 2,600 円に。16 ページに移りまして、2 階和室の項中 200 円を 250 円に改めます。大空町営牧野条例の一部改正につきましては、別表中の 194 円を 216 円に、248 円を 270 円に改めるものです。附則としまして、この条例は平成 31 年 4 月 1 日から施行することとし、経過措置として、この条例は施行日以降に納付すべき事由が生じた使用料について適用し、同日前に納付すべき事由が生じた使用料につきましては、なお従前の例によることとしております。以上、提案理由の説明を申し上げますので、御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第 74 号、大空町東藻琴公民館条例等の一部を改正する条例制定についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第 74 号、大空町東藻琴公民館条例等の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第１０ 議案第７５号

◇議 長 日程第１０、議案第７５号、大空町東藻琴生涯学習センター条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。星加住民福祉課長。

◇住民福祉課長 議案書１９ページでございます。議案第７５号、大空町東藻琴生涯学習センター条例の一部を改正する条例制定について。このことについて、別紙のとおり提出する。平成３０年１２月１８日提出、大空町長山下英二。議案書２１ページにつきましては、改正条文でございます。改正の内容につきましては、参考資料にて御説明いたしますので、大空町議会定例会参考資料の１７ページをお開きください。議案第７５号関係、大空町東藻琴生涯学習センター条例の一部を改正する条例新旧対照表でございます。改正の趣旨でございますけれども、１２月７日に東藻琴児童クラブ施設が完成し、１月中旬には児童クラブを生涯学習センターから新たな施設において運用開始することから、生涯学習センター条例から児童クラブについて記載されている条文、第４条の事業に関すること、第５条の開館時間及び休館に関することを削除し、それぞれの項号を繰り上げ、改正するものでございます。なお、附則といたしまして、この条例の施行期日を利用者等に配慮いたしまして、平成３１年１月１５日から施行することとしております。以上、提案理由の説明を申し上げましたので、御審議賜りますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第７５号、大空町東藻琴生涯学習センター条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第７５号、大空町東藻琴生涯学習センター条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第１１ 議案第７６号

◇議 長 日程第１１、議案第７６号、大空町児童センター条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

星加住民福祉課長。

◇住民福祉課長 議案書23ページでございます。議案第76号、大空町児童センター条例の一部を改正する条例制定について。このことについて、別紙のとおり提出する。平成30年12月18日提出、大空町長山下英二。議案書25ページにつきましては、改正条文でございます。改正の内容につきましては、参考資料にて御説明いたしますので、大空町議会定例会参考資料の19ページをお開きください。議案第76号関係、大空町児童センター条例の一部を改正する条例新旧対照表でございます。改正の趣旨でございますが、12月7日に東藻琴児童クラブ施設が完成し、1月中旬には児童クラブを生涯学習センターから新たな施設において運用開始することから、児童センター条例を改正するものでございます。新たに整備しました東藻琴児童クラブ施設は、女満別地区の児童センターめっちゃいんど館のような運動を主とする遊びを通じて体力増進を図る体育館のような運動設備を有しない施設のため、施設の機能の違いから児童センターと児童館に区別し、条例の題名を児童センター条例から児童センター及び児童館条例に、条文中につきましては、児童センターを児童センター等に改正するものでございます。また、施設の名称につきましては、町のおしらせ9月号やホームページなどで募集し、10月29日開催の大空町子ども子育て会議において、応募のありました54作品を審査し、その結果、のんきっず館を名称として決定したことから、児童館のんきっず館として明記するものでございます。なお、附則といたしまして、この条文の施行期日を利用者等に配慮いたしまして、平成31年1月15日から施行することとしております。以上、提案理由の説明を申し上げましたので、御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第76号、大空町児童センター条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第76号、大空町児童センター条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第77号

◇議 長 日程第12、議案第77号、大空町下水道設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

高島建設課長。

◇建設課長 議案書 27 ページをお開き願います。議案第 77 号、大空町下水道設置条例の一部を改正する条例制定について。このことについて、別紙のとおり提出する。平成 30 年 12 月 18 日提出、大空町長山下英二。本条例は、下水道法第 25 条において公共下水道の事業計画を条例で定めることとされているため、女満別地区及び東藻琴地区公共下水道に係る区域、面積、計画人口などを規定しております。下水道事業認可は平成 31 年 3 月 31 日を期限としていることから、認可の変更が必要となったものでございます。変更内容は、事業の認可期間を 5 年延伸することに加え、下水道全体事業における人口を総合計画などの上位計画と整合を図ったものでございます。女満別地区全体面積につきましては、平成 23 年 3 月の認可変更時に面積の見直しを行ってございましたが、今回あわせて条例改正するものであります。29 ページは改正条文となっております。説明につきましては、参考資料にて御説明申し上げますので、定例会参考資料 21 ページをお開き願います。議案第 77 号関係、大空町下水道設置条例の一部を改正する条例です。新旧対照表をご覧いただきたいと思います。第 2 条第 1 号中、女満別地区公共下水道、イ面積、改正前 513 ヘクタールを 419.8 ヘクタールに、ウ計画人口、改正前 5,700 人を 3,300 人に、第 2 号中、東藻琴地区公共下水道、イ面積改正前、98 ヘクタールを 98.0 ヘクタール、ウ計画人口、改正前 2,000 人を 1,400 人にそれぞれ改めるものでございます。なお、附則といたしまして、この条例の施行期日を公布の日からとするものであります。以上、条例改正の内容につきまして御説明申し上げましたので、御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。2 番、三條議員。

◇三條議員 1 つ教えていただきたいんですけども、区域が女満別 513 ヘクタールから 419.8 ヘクタールということで変更にするということで、区域図とか図面がないのでどの部分かどう減ったのか理解できない、正直言ってですね。散在していると思うんですけども、できれば大きい部分、この部分をこう減らしたということを説明できるのであれば説明お願いします。もし説明できないのであれば、後ほどでもいいですから図面を見せていただければと思います。

◇議 長 建設課参事。

◇建設課参事 下水道の区域の変更の部分に関してなんですが今、具体的に言える場所としましてはゴルフ場、巴沢にあるゴルフ場の区域がもともとゴルフコースも含めた認可の区域となっておりましたが、今回の変更においては、クラブハウスのある付近のみというふうな部分で大幅に認可区域を減らしたことが主な要

因になっております。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第 77 号、大空町下水道設置条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第 77 号、大空町下水道設置条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 13 議案第 78 号

◇議 長 日程第 13、議案第 78 号、大空町下水道事業条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。高島建設課長。

◇建設課長 議案書 31 ページをお開き願います。議案第 78 号、大空町下水道事業条例の一部を改正する条例制定について。このことについて、別紙のとおり提出する。平成 30 年 12 月 18 日提出、大空町長山下英二。本条例は、大空町が設置する公共下水道の管理及び使用に関し、必要な事項を定めておりますが、この条例のうち使用料につきまして、改正するものでございます。女満別地区は供用開始した平成 4 年度から、東藻琴地区は平成 16 年度から消費税に伴う改定以外使用料の改定がされておりました。このため、平成 27 年度から大空町給排水事業経営審議会において、使用料の見直しについて審議を重ね、本年 10 月答申をいただいたところでございます。改正の趣旨でございますが、節水意識の向上や人口減少により使用料収入が減少している中、一般会計繰入金をもって会計を運営しているため、財源確保が必要となり、使用料を見直すとともに両地区で料金に差が生じている使用料と種別について統一するものであります。改正時期につきましては、平成 31 年 4 月 1 日、翌 32 年 4 月 1 日の 2 回で改正し、それぞれ 6 月徴収分から新料金で賦課するものであります。33、34 ページは改正条文となっております。説明につきましては、参考資料にて御説明申し上げますので、定例会参考資料 23 ページをお開き願います。議案第 78 号関係、大空町下水道事業条例の一部を改正する条例です。新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。第 1 表、別表第 1 及び別表第 2 の表を改正後の表に改めるものでございます。別表第 1、女満別地区公共下水道、1 使用料です。一般の汚水、基本料金、改正前 1,555 円を 1,650 円に 95 円増額。超過料金、改正前 19

4 円を 2 0 6 円に 1 2 円増額。公衆浴場等の汚水、基本料金、改正前 9, 7 2 0 円を 1 0, 2 6 0 円に 5 4 0 円増額。超過料金、改正前 9 7 円を 1 0 2 円に 5 円増額とするものです。2 メーター使用料でございますが、この表に変更はございません。続きまして、別表第 2、東藻琴地区公共下水道 1 使用料です。一般の汚水、基本料金、改正前 1, 3 1 6 円を 1, 5 2 9 円に 2 1 3 円増額。超過料金、改正前 1 6 4 円を 1 9 1 円に 2 7 円増額とするものです。2 4 ページになります。2 メーター使用料でございますが、この表に変更はございません。続きまして第 2 条、条例第 1 8 条中、別表第 1 及び別表第 2 を別表に改めるものです。この改正により両地区の使用料と種別が統一されることとなります。内容につきましては、一般の汚水、基本料金改正前 1, 6 5 0 円を 1, 7 4 5 円に 9 5 円増額。超過料金、改正前 2 0 6 円を 2 1 8 円に 1 2 円増額。公衆浴場等の汚水、基本料金、改正前 1 万 2 6 0 円を 1 万 9 0 8 円に 6 4 8 円増額。超過料金、改正前 1 0 2 円を 1 0 9 円に 7 円増額とするものです。2 メーター使用料でございますが、この表に変更はございません。2 5 ページになります。別表第 2、この表におきましても、別表第 1 と同様となっております。一般の汚水、基本料金、改正前 1, 5 2 9 円を 1, 7 4 5 円に 2 1 6 円増額。超過料金、改正前 1 9 1 円を 2 1 8 円に 2 7 円増額、使用料金につきまして、統一料金等を行うことから新たに公衆浴場を追加し、基本料金 1 万 9 0 8 円、超過料金 1 0 9 円とするものです。メーター使用料でございますが、この表に変更はございません。2 5 ページから 2 6 ページになります。附則といたしまして、この条例の施行期日を平成 3 1 年 4 月 1 日からとし、第 2 条の規定は平成 3 2 年 4 月 1 日からとしております。また、改正後の規定は施行日以後に生じる費用につきまして適用し、施行日前の使用に係る使用料及び施行日前から継続している下水道の使用料で施行日から平成 3 1 年 5 月 3 1 日までの間に使用料の支払いを受ける権利が確定されるものに係る使用については、なお従前の例による。第 2 条の規定による改正以降の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用料に係る使用料の施行日前から継続している下水道の使用で施行日から平成 3 2 年 5 月 3 1 日までの間に費用の支払いを受ける権利が確定されるものに係る使用料については、なお従前の例によるものとしております。以上、条例改正の内容につきまして御説明申し上げましたので、御審議賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。2 番、三條議員。

◇三條議員 特に下水の値上げについてはですね、一般家庭の皆さんにも影響のある料金改定だと思います。それぞれ住民の方に説明会もやってこられたと思うんですけども、私が感じたのは、ちょっと時期的に遅いなというふうに思いました。やはりもっと早い段階からですね、料金値上げの話をして住民の皆さんに理解をいただいた上で、条例提案に持ち込むという流れがですね、どれだけの住民

の皆さんにですね説明されてきたかわかりませんが、ごく一部だと思います。ですから十分ですね、料金の値上げの趣旨はやむを得ないと思いますけれども、その過程をもう少しですね、大事にしながら、十分多くの町民の皆さんにですね、賛同していただける形で、この料金改定に当たっては進めていただきたいというふうに思います。以上です。

◇議 長 建設課長。

◇建設課長 料金改定に伴う住民説明会でございますけれども、11月14日から11月21日間ですね、4回ほど開催をしております。三條委員の申されるようにですね、若干の説明会の時期が11月というところで遅いということとなっております。周知の方法につきましては、説明会の開催をしたいというところでお知らせ号等と自治会の回覧を伝ってですね、周知を行ったところがございますけれども、参加された人数につきましては、かなり少ない数字となっております。それをもちまして、建設課といたしましては、ふれあいトークでの周知、あと1月号おしらせ号で周知等ですね、住民の方に周知を図ってまいりたいなと思ってございます。また、これからにつきましては、もう少し余裕を持ってですね、時期に説明会を開催することとしたいと思っておりますので、よろしく御理解願いたいと思います。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第78号、大空町下水道事業条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第78号大空町下水道事業条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。ここで10分間休憩します。

(休憩 11時11分)

(再開 11時21分)

◇議 長 休憩前引き続き会議を開きます。

◎日程第14 議案第79号

◇議長 休憩前に引き続き会議を開きます。日程第14、議案第79号、大空町個別排水処理施設管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。高島建設課長。

◇建設課長 議案書35ページをお開き願います。議案第79号、大空町個別排水処理施設管理条例の一部を改正する条例制定について。このことについて、別紙のとおり提出する。平成30年12月18日提出、大空町長山下英二。本条例は、大空町が管理する個別排水処理施設に関し、必要な事項を定められております。この条例のうち使用料及び施設の撤去費用の負担区分について改正するものでございます。個別排水処理施設は、下水道区域以外の公共水域の水質保全、生活環境の改善を目的に合併処理浄化槽を町で設置し、維持管理を行っておりますが、供用を開始した平成8年度から消費税に伴う改定以外、使用料の改定がされておりました。このため、平成27年度から大空町給排水事業経営審議会において使用料の見直しについて審議を重ね、本年10月答申をいただいたところでございます。改正の趣旨でございますが、使用料は人槽ごとの区分で使用料を定めていたため、使用料収入に限界があることから、一般会計繰入金をもって会計を運営しているため、財源確保が必要となり、使用料を見直しするものであります。また、合併処理浄化槽は町管理と合併処理浄化槽設置整備事業で設置した個人管理に分かれ、使用料として納付を受ける1年間の費用と個人が維持管理に要する1年間の費用との間で不均衡が生じております。このことから、使用料の見直しにより財政の健全化に努め、浄化槽の管理区分による格差を是正するため、使用料の改定を行うものです。また、個別排水処理施設の撤去費用の負担区分を明確化するため、所要の改正を行うものでございます。改正時期につきましては、平成31年4月1日、翌32年4月1日の2回で改正するものであります。37ページは、改正条文となっております。説明につきましては、参考資料にて説明申し上げますので、定例会参考資料27ページをお開き願います。議案第79号関係、大空町個別排水処理施設管理条例の一部を改正する条例です。新旧対照表をご覧くださいと思います。第1表、条例第10条中、5人槽、改正前3,650円を4,015円に365円増額。6人槽、改正前3,931円を4,325円に393円増額。7人槽、改正前4,113円を4,526円に413円増額。8人槽、改正前4,471円を4,918円に447円増額。9・10人槽、改正前5,150円を5,666円に516円増額に改めるものです。次に、第12条見出し中「排水設備」を「個別排水処理施設等」に、同条中、「排水設備」を「個別排水処理施設又は排水設備」に改め、同条の次の1項を追加いたします。第2項、「前項の規定による届け出により個別排水処理施設の撤去を行うときは、その費用を届出者に負担させるものとする。」。第13条中「移設又は撤去」を又は「移設」に改めるものです。28ページになります。第2条、条例第10条中、5人槽、改正前4,015円を4,380円に365円増額。6人槽、改正前4,324円を4,717円に393円増額。7人槽、改正前4,5

26円を4,937円に411円増額。8人槽、改正前4,918円を5,365円に447円増額。9・10人槽、改正前5,666円を6,181円に515円増額に改めるものです。附則といたしまして、この条例の施行期日を平成31年4月1日からとし、第2条の規定は平成32年4月1日からとしております。以上、条例改正の内容につきまして御説明申し上げましたので、御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第79号、大空町個別排水処理施設管理条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第79号、大空町個別排水処理施設管理条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第80号

◇議 長 日程第15、議案第80号、大空町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。山本建設課参事。

◇建設課参事 議案書39ページになります。議案第80号、大空町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について。このことについて、別紙のとおり提出する。平成30年12月18日提出、大空町長山下英二。議案書の41ページから44ページにつきましては、改正条文でございます。改正の内容につきましては、参考資料にて御説明いたしますので、大空町議会定例会参考資料の29ページをお開き願います。議案第80号関係、大空町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例新旧対照表です。道路占用料につきましては、道路法第39条において、道路管理者である町が条例で定めることとなっており、その額につきましては、道路法施行令に規定している額を準用しているところでございます。国は、平成29年4月1日より施行された道路法施行令の一部改正により、道路占用料の額等が改正されていることから、町条例においても同様な改正をするものであります。別表第2条関係の道路占用料の表を改正後の表に改めるものでございます。主なものといたしまして、第1種電柱につきましては、改正前1本につきまして310円を改正後300円に10円の減額。また、第1種電話柱につきまし

ては、改正前 280 円を改正後 270 円に 10 円の減額。30 ページの下段になりますが、祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるものにつきましては、改正前占用面積 1 平方メートルにつき 1 日 8 円を改正後 7 円に 1 円の減額と改正するものでございます。改正する額につきましては、ほとんどが減額での改正となっております。また、32 ページ中段やや下の備考の 6 につきましては、占用物件の面積や長さの単位について、改正前 1 平方メートル若しくは 1 メートルとしていたもの改正後 0.01 平方メートル若しくは 0.01 メートルの単位として計算するものであります。なお、附則といたしまして、この条例の施行期日を平成 31 年 4 月 1 日からとしております。また、改正後の規定は、施行期日以後に生じる占用料に適用し、施行日以前に生じる占用料は従前の例によるものとしております。以上、条例改正の内容につきまして御説明申し上げましたので、御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第 80 号、大空町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第 80 号、大空町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 16 議案第 81 号

◇議 長 日程第 16、議案第 81 号、大空町普通河川管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。山本建設課参事。

◇建設課参事 議案書 45 ページになります。議案第 81 号、大空町普通河川管理条例の一部を改正する条例制定について。このことについて、別紙のとおり提出する。平成 30 年 12 月 18 日提出、大空町長山下英二。議案書の 47 ページから 52 ページにつきましては、改正条文でございます。改正の内容につきましては、参考資料にて御説明いたしますので、大空町議会定例会参考資料 35 ページをお開き願います。議案第 81 号関係、大空町普通河川管理条例の一部を改正する条例新旧対照表です。河川に係る占用料につきましては、流水占用料、土地占用料、土石採取料及びその他の河川産出物採取料があり、これら占用料等の額は北海道が定めている河川法施行条例により定められた額を準用しているところで

ございます。北海道は、平成29年4月1日より施行された河川法施行条例の一部改正により占用料等が改正されていることから、町条例においても同様な改正を行うものであり、別表第21条関係の表を改正後の表に改めるものでございます。流水占用料は河川水を使用することについての料金であり、主なものとしてしまして鉱工業用水、改正前毎秒0.1立方メートルにつき1年又は1使用期間35万9,100円を改正後36万9,360円に1万260円の増額に、魚族養殖用水、改正前9万9,750円を改正後10万2,600円に2,850円の増額に改正するものであり、全体的に増額の改正であります。次に、36ページ中段からの土地占用料につきましては、河川敷地の占用に関するものであります。37ページ上段の農耕用敷地につきましては、改正前「近傍類似の土地の1平方メートル当たりの小作料の標準額」としていたものを改正後「近傍類似の農地の1平方メートル当たりの借賃」に改めるものであります。また、同ページ中段からの占用物件ごとの金額につきましては、主なものとしてしましては、第1種電柱につきましては、1本につき1年、改正前460円を改正後300円に160円の減額、第1種電話柱につきましては、改正前は410円を改正後270円に140円の減額に改正するものであり、全体的に減額の改正であります。39ページの備考についてですが、備考の1につきましては、占用物件の面積や長さの単位について改正前「1件が1平方メートル又は1メートル未満のものであるときは1平方メートル又は1メートルとして計算する」を改正後「1件が0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき又は1件0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の単位があるときは、その全面積若しくは全延長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算する」としております。次に、改正前の備考の4につきましては、市及び町村の区分は占用物件の所在地を各年度の初日後に当該占用物件の所在地の区分に変更があった場合は、同日におけるその区分によるものとするとしておりますが、大空町においては、所在地による区分を行っておりませんので、この備考の4については削除することとし、これに伴い、それ以後の備考5、6、7については、改正後の条例では5は4へ、6は5へ、7は6へと繰り上げるものであります。40ページ中段からは、土石採取料及びその他の河川産出物採取料であり、主なものとしてしまして、土砂、改正前1立方メートル136円を改正後140円に4円の増額。砂、改正前1立方メートル168円を改正後172円に4円の増額などに改正するものでございます。なお、附則といたしまして、この条例の施行期日を平成31年4月1日からとしております。また、改正後の規定は施行日以後に生じる占用料に適用し、施行日以前に生じる占用料は従前の例によるものとしております。以上、条例改正の内容につきまして御説明申し上げますので、御審議賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第 8 1 号、大空町普通河川管理条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第 8 1 号、大空町普通河川管理条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 7 議案第 8 2 号

◇議 長 日程第 1 7、議案第 8 2 号、大空町準用河川占用料等徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。山本建設課参事。

◇建設課参事 議案書 5 3 ページになります。議案第 8 2 号、大空町準用河川占用料等徴収条例の一部を改正する条例制定について。このことについて、別紙のとおり提出する。平成 3 0 年 1 2 月 1 8 日提出、大空町長山下英二。議案書の 5 5 ページから 6 0 ページにつきましては、改正条文でございます。改正の内容につきましては、参考資料にて御説明いたしますので、大空町議会定例会参考資料の 4 3 ページをお開き願います。議案第 8 2 号関係、大空町準用河川占用料等徴収条例の一部を改正する条例新旧対照表です。河川に係る占用料につきましては、流水占用料、土地占用料、土石採取料、その他の河川産出物採取料があり、これら占用料等の額は北海道が定めている河川法施行条例により定められた額を準用しているところでございます。北海道は、平成 2 9 年 4 月 1 日より施行された河川法施行条例の一部改正により占用料等が改正されていることから、町条例においても同様な改正を行うものであり、別表第 3 条関係の表を改正後の表に改めるものでございます。流水占用料は河川水を使用することについての料金であり、主なものといたしまして、鉦工業用水、改正前毎秒 0. 1 立方メートルにつき 1 年又は 1 使用期間 3 5 万 9, 1 0 0 円を改正後 3 6 万 9, 3 6 0 円に 1 万 2 6 0 円の増額、魚族養殖用水、改正前 9 万 9, 7 5 0 円を改正後 1 0 万 2, 6 0 0 円に 2, 8 5 0 円の増額に改正するものであり、全体的に増額の改正であります。次に、4 4 ページをお開きください。中段からの土地占用料につきましては、河川敷地の占用に関するものであります。4 5 ページ上段の農耕用敷地につきましては、改正前「近傍類似の土地の 1 平方メートル当たりの小作料の標準額」としていたものを、改正後「近傍類似の農地の 1 平方メートル当たりの借賃」に改めるものであります。また、同ページ下段からの占用物件ごとの金額につきましては、主なものといたしまして、第 1 種電柱につきましては、1 本につき 1 年、改正前 4 6 0 円を改正後 3 0 0 円に 1 6 0 円の減額、第 1 種電話柱につきましては、改

正前 4 1 0 円を改正後 2 7 0 円に 1 4 0 円の減額に改正するものであり、全体的に減額の改正であります。4 7 ページをお開きください。備考についてですが、備考の 1 につきましては、占用物件の面積や長さの単位について改正前「1 件が 1 平方メートル又は 1 メートル未満のものであるときは、1 平方メートル又は 1 メートルとして計算する」を改正後「1 件が 0. 0 1 平方メートル若しくは 0. 0 1 メートル未満であるとき又は 1 件に 0. 0 1 平方メートル若しくは 0. 0 1 メートル未満の端数があるときは、全面積若しくは全延長又はその端数の面積若しくは流さを切り捨てて計算する」としております。次に、改正前の備考の 4 につきましては、市及び町村の区分は占用物件の所在地をいい、各年度の初日後に当該占用物件の所在地の区分に変更があった場合は、同日におけるその区分によるものとするとしておりますが、大空町においては所在地による区分を行っておりませんので、備考の 4 については削除することとし、これに伴い、それ以後の備考 5、6、7 については、改正後の条例で 5 は 4 へ、6 は 5 へ、7 は 6 へと繰り上げるものであります。4 8 ページ中段からは、土石採取料及びその他の河川産出物採取料であり、主なものとしたしまして、土砂、改正前 1 立方メートル 1 3 6 円を改正後 1 4 0 円に 4 円の増額。砂、改正前 1 立方メートル 1 6 8 円を改正後 1 7 2 円に 4 円の増額などに改正するものでございます。なお、附則といたしまして、この条例の施行期日を平成 3 1 年 4 月 1 日からとしております。また、改正後の規定は施行日以後に生じる占用料に適用し、施行日以前に生じる占用料は従前の例によるものとしております。以上、条例改正の内容につきまして御説明申し上げましたので、御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第 8 2 号、大空町準用河川占用料等徴収条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第 8 2 号、大空町準用河川占用料等徴収条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 8 議案第 8 3 号

◇議 長 日程第 1 8、議案第 8 3 号、平成 3 0 年度大空町一般会計補正予算（第 7 号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。南部総務課長。

◇総務課長 議案書 61 ページです。議案第 83 号、平成 30 年度大空町一般会計補正予算（第 7 号）。平成 30 年度大空町一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 3 0 5 万 9, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 8 0 億 5, 3 7 0 万 3, 0 0 0 円とする。第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。平成 30 年 1 2 月 1 8 日提出、大空町長山下英二。63 ページです。第 1 表歳入歳出予算補正、歳入です。9 款地方特例交付金に 6 9 万円追加、1 5 款道支出金に 2, 6 4 0 万 6, 0 0 0 円追加、1 6 款財産収入に 2, 1 9 1 万 1, 0 0 0 円追加、1 7 款寄附金に 1, 1 5 0 万円追加、1 8 款繰入金に 1, 5 9 0 万 4, 0 0 0 円を追加、2 0 款諸収入に 2, 6 6 4 万 8, 0 0 0 円を追加し、歳入合計は 1 億 3 0 5 万 9, 0 0 0 円追加し、8 0 億 5, 3 7 0 万 3, 0 0 0 円とするものです。64 ページの歳出です。2 款総務費に 5, 9 4 1 万 6, 0 0 0 円を追加、3 款民生費に 6 2 4 万 4, 0 0 0 円を追加、4 款衛生費に 6 6 2 万円を追加、6 款農林水産業費に 2, 5 4 3 万 9, 0 0 0 円を追加、8 款土木費から 4 5 万 5, 0 0 0 円を減額、9 款消防費に 5 0 万円を追加、1 0 款教育費に 5 2 9 万 5, 0 0 0 円を追加し、歳出合計は 1 億 3 0 5 万 9, 0 0 0 円追加し、歳入合計と同額にするものです。次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明ですが、歳出から行いますので、70、71 ページをお開き願います。2 款 1 項 1 目総務一般事務費 2 6 節平成 30 年北海道胆振東部地震災害義援金に 9 0 万円の追加は、被害が大きい厚真町、安平町、むかわ町に各 3 0 万円、日赤平成 30 年北海道胆振東部地震災害義援金に 3 0 万円の追加は、その他被害のあった市町村に早期の復興を願い、義援金として給付するものです。7 目企画振興一般事務費 9 節普通旅費から 1 9 節ファイターズキャンプ参加助成金まで総額 1 9 0 万 4, 0 0 0 円の追加は、北海道ファイターズ市町村応援大使に当選したことから、イベントポスターや看板の起用などの P R などに協力いただくこととなり、あわせて 1 年間さまざまな応援活動するに当たり、応援大使の懸垂幕や P R 用封筒、優勝祈願だるまなどの作成、またファイターズ秋季キャンプに訪問し、選手への激励のための町民 1 5 名の参加助成金の費用を計上するものです。移住定住対策事業 4 節地域おこし協力隊員雇用社会保険料 7 節隊員賃金として総額 4 1 万 4, 0 0 0 円の追加は、移住定住につなげるためのシティープロモーションの本格実施に向けて、さらに 2 ヶ月間の雇用が必要なことから計上するものです。8 目総合支所庁舎管理費 1 5 節庁舎改修工事に 2, 5 9 2 万円の追加は、地元金融機関として町民が利用するに当たり、その利便性を考慮し、将来的にも金融機関の維持が必要なことから、総合支所内への移転を受け入れるための費用を計上するものです。9 目財政調整基金積立金 2 5 節積立金に 1 0 0 万円の追加は、1 件 1 0 0 万円の寄附があり、用途の指定がないことから次年において、町の執行振興発展に要する財源として活用するため積み立てるものです。公共施設等整備基金積立

金25節積立金に2,878万9,000円の追加は、地元金融機関から店舗移設建設用地として、大空町女満別西3条4丁目3番25号の一部、現在、町職員の駐車場として利用しているところの町有地、1,708.12平方メートル、この土地の買い受け希望があり、事務所用地として売却及び貸付用地と方針を決めている土地であることから鑑定評価、また実勢価格を勘案し、平方メートル当たり1万1,000円で積算し売却することとして、その収入1,878万9,000円とそのほか、魅力ある観光地づくりに関する事業として1件1,000万円の寄附を受けたことから、いずれも今後の公共施設整備費用として活用するため積立てるものです。11目地域自治振興事業9節普通旅費に18万9,000円の追加は、企画振興一般事務費で説明したとおり、ファイターズ秋季キャンプ訪問及び決起集会への参加旅費を計上するものです。次に72、73ページです。3款1項1目国民健康保険事業特別会計繰出金28節繰出金に62万9,000円の追加は、国民健康保険事務に要する経費を増に伴うです。冬期生活支援事業12節郵便料に4万3,000円、20節給付費に524万円の追加は、暖房用燃料などの価格が高騰しているため、町民税非課税の高齢者世帯等に暖房費用などの一部を助成し、経済的負担軽減と福祉の醸成を図ろうとするものです。2項2目子ども医療費助成事業12節請求事務手数料に1万円の追加は、柔道整復施術療養費の償還払から現物給付に変更に伴うものでございます。4目児童センター児童クラブ等管理運営費11節消耗品費に10万6,000円、13節清掃業務委託料に9万3,000円、除雪業務委託料に12万3,000円の追加は、先ほど議案第76号で認められました児童館のんきっず館の開所式用及び施設の消耗品と開所後の清掃及び除雪業務委託料の費用を計上するものです。4款1項2目母子保健事業19節不妊治療費助成金に22万円の追加は、治療助成対象者の増に伴うものです。3目簡易水道事業特別会計繰出金28節繰出金から4万9,000円の減額は、主に地方債利子償還金の確定等によるものです。個別排水処理事業特別会計繰出金28節繰出金から33万2,000円の減額は、主に前年度繰越金の計上等によるものです。2項1目一般廃棄物最終処分場管理運営費11節光熱水費に48万8,000円の追加は電気料金の値上げに伴うもの、修繕料に23万4,000円の追加は浸出水処理施設の脱窒槽攪拌ポンプの修繕に伴うものです。3目リサイクルセンター管理運営費15節電気設備改修工事に55万1,000円の追加、18節発泡スチロール減容機に550万8,000円の追加は、平成10年製スチーム式機器が故障し修繕できないことから、電気融解式機器への更新に伴うものです。74、75ページです。6款1項3目経営所得安定対策事業19節機構集積協力金に55万8,000円の追加は、離農者から農地中間管理機構に貸し付けした農地を、その農地に隣接した農地所有者が借り受けした場合に交付される道からの協力金を追加するものです。病虫害対策事業19節ジャガイモシストセンチュウ類簡易洗浄施設整備事業補助金に180万円の追加は、農地への病虫害侵入を防ぐための簡易洗浄施設の整備費に対して支援するものです。畑作構造転換事業19節補助金に2,354万3,000円

の追加は、畑作産地の労働力不足に対応し、その省力作業機械等の導入費に対して支援するものです。5目農業用施設維持補修事業13節湖南地区農業用排水路用地測量委託料17節用地買収費として総額46万2,000円の減額は、排水路管理用搬出路の土地所有者から使用許諾を得たため、買収する必要がなくなったことによるものです。8款1項2目街灯管理費11節光熱水費に34万1,000円の追加は電気料金の値上げに伴うものです。4項1目下水道事業特別会計繰出金28節繰出金から79万6,000円の減額は、主に地方債利子償還金の確定等によるものです。9款1項3目網走地区消防組合東藻琴消防団費負担金19節負担金に50万円の追加は、東藻琴消防団100年を記念し、消防団充実強化のために寄附をいただいたことから、指揮本部用資機材購入費用に充てるものです。10款1項2目町立学校体育文化振興補助金19節補助金に63万9,000円の追加は、町内小中高の児童生徒が体育文化活動において全道全国大会への出場機会が増えていることによるものです。3項1目東藻琴中学校管理費4節嘱託補助教諭雇用社会保険料7節賃金総額75万2,000円の追加は、病気休暇で復職した教職員の事業支援要員として雇用することに伴うものです。76、77ページです。2目特別支援教育奨学奨励費扶助費20節奨励費扶助に16万4,000円の追加は、特別支援学級生徒の世帯所得区分の変更に伴い、扶助対象者の増によるものです。4項4目東藻琴高等学校寄宿舎管理費11節燃料費に91万1,000円、光熱水費に17万6,000円の追加は、入所者数の増に伴う灯油消費量の増に加え、灯油の値上げ電気料金の値上げに伴うものです。5項1目女満別幼稚園管理費4節嘱託教諭雇用社会保険料7節賃金、総額107万円の追加は産前産後休暇取得に伴う職員の代替教諭の雇用によるものです。6項1目社会教育総務事務費4節臨時職員雇用社会保険料7節賃金、総額42万6,000円の追加は、退職に伴う代替職員の雇用に伴う増です。7項3目女満別学校給食センター管理運営費11節賄材料費に42万3,000円の追加は、児童等の転入に伴う食数の増、東藻琴学校給食センター管理運営費11節燃料費に26万5,000円、光熱水費17万円の追加は、灯油及び電気料の値上げによるもの、賄材料費に29万9,000円の追加は、児童等の転入に伴う食数の増によるものです。続きまして、歳入の説明をいたします。68、69ページをお開きください。9款1項1目1節地方特例交付金に69万円の追加は、交付金の額の確定に伴うものです。15款2項2目1節冬期生活支援事業補助金として50万円の追加は、歳出で説明しました冬期生活支援事業の実施に伴うものです。4節乳幼児等医療給付事業補助金に5,000円の追加は、歳出で説明しました子ども医療費助成事業に係るものです。4目1節畑作構造転換事業補助金に2,354万3,000円の追加、機構集積協力金として55万8,000円の追加、ジャガイモシストセンチュウ類簡易洗浄施設整備事業補助金として180万円の追加は、歳出で説明いたしました畑作構造転換事業、経営所得安定対策事業、病害虫対策事業の実施に伴う補助金です。16款2項1目2節土地売却金に2,191万1,000円の追加は、歳出で説明いたしました地元金融機関から店舗移

転建替用地として町有地売却収入1,878万9,000円と女満別公園地区定住団地の売払い8区画を予定していたところ9区画が売払い決定となったため、1区画分の312万2,000円を加えるものです。17款1項1目1節一般寄附金に1,150万円の追加は、3件の寄附によるものです。18款1項1目1節財政調整基金、財政調整基金繰入金に486万2,000円の追加は今回の補正財源として、2目1節地域福祉・医療基金繰入金に478万3,000円の追加は、歳出で説明しました冬期生活支援事業に係る財源として4目1節公共施設等整備基金繰入金に550万8,000円の追加は、これも歳出で説明しましたリサイクルセンター管理運営費に係る財源として、7目1節子ども未来づくり教育基金繰入金に75万4,000の追加は、これも歳出で説明しました東藻琴中学校管理費に係る財源として繰入れるものです。20款4項7目1節臨時職員等雇用保険料納付金に6,000円の追加は雇用増に伴う本人負担分として、8目1節給与費に72万2,000円の追加は、児童生徒等の転入に伴う増として、11目1節総合支所庁舎改修工事負担金として2,592万円は、歳出で説明しました総合支所庁舎管理費と庁舎改修工事に係る地元金融機関負担分として納付いただくものです。以上、補正予算について説明申し上げました。御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 一般会計補正予算（第7号）の審議中ですが、ここで昼食のため休憩します。再開は午後1時といたします。

（休憩 午前 0時08分）

（再開 午後 1時00分）

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。日程第18、議案第83号、平成30年度大空町一般会計補正予算（第7号）の議事を続けます。これから質疑を行います。質疑はありますか。5番、原本議員。

◇原本議員 71ページの歳出、企画振興一般事務費について伺いたいと思います。ファイターズの応援大使が当たったということで大変うれしいことだと思うんですけども、その中で、このファイターズキャンプ参加助成金90万、先ほどは15名っていう説明を受けましたけれども、おそらく15名を公募していくんだろうと思うんですけど、まずその行き方として大空町が先頭を取って引率していくのか、それから15名を超した場合どうするのか、その辺を伺いたいと思います。

◇議 長 塚原総務課参事。

◇総務課参事 質問にお答えいたします。ファイターズのキャンプの参加の関係につきましては、職員の方がですね、先導いたしまして、町民の方をお連れすると

いう形でやらせていただきたいと思います。また、15名の町民の方について公募という形を取らせていただいて、もしですね、人数をオーバーした場合は抽選という形でやらせていただこうかなというふうに考えております。

◇議 長 5番、原本議員。

◇原本議員 15名を抽選するということは了解しました。ただ、1つ考えられることは、20名も25名も応募があつて15名の抽選は何も問題ないと思うんですよね。ただ、例えば16名だったりとか17名だったときにそれもやっぱり抽選ですのかっていうことと、もう1つ、今回はさっき公募っていうか出すと例えば隣近所で誘い合つて一緒に行こうかと、周りの2、3人で行こうかと応募をしたときに、当たる外れるとかとなつたときに、その辺で行こうと思った人たちもいろいろ難しく考えることもあると思うんですよね。それでその辺の整理を、何かの基準の整理を作っておかないと行く人たちの行き方が難しくなると思うんですよね。その辺をどう考えているかちょっとお聞きしたいんですけれども。

◇議 長 塚原総務課参事。

◇総務課参事 ちょっとですね、どれくらい人数が出てくるかっていうことはですね、ちょっとこちらとしても分かりかねるところがありましたので、ちょっとその辺についてはですね、今の御意見を踏まえてですね、皆様に納得いただけるようなちょっと基準を検討してまいりたいというふうに考えております。

◇議 長 5番、原本議員。

◇原本議員 なるべく15名ですから、1人6万円ですか。6万円がどういう基準、一部同僚議員から5割ではないかという話も聞いていますけども、5割ということは12万円ですから、それは安くなる算定の中で出来たら90万円をフルに使つて人数を少しでも行ける体制を作つてほしいし、またみんながね、いやいや良かったというこのキャンプの応援ツアーになつてほしいと思っています。以上です。

◇議 長 塚原総務課参事。

◇総務課参事 御意見を踏まえまして、募集人数を見ながらですね、なるべく多くの方が参加できるように、旅行会社等と調整してまいりたいと思います。以上です。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。3番、上地議員。

◇上地議員 1点だけ確認させてください。73ページの4款1項2目の19節母子保健事業の不妊治療費助成金22万円。対象増によって今回補正を組むということでありましたが、その内訳、また現在までを対象者も含めて、もう少し詳しくお聞かせをいただきたいと思います。

◇議 長 福祉課参事。

◇福祉課参事 今回補正で計上させていただいたものにつきましては、当初予算につきましては、特定不妊治療、その他不妊治療。特定不妊治療につきましては、助成額の上限であります7万5,000円を2名の方に対して、回数が2回ということで決まっておりますので、そちらで30万円。その他不妊治療、こちらの人工授精等タイミング療法、そういったその他不妊治療といたしまして、こちらは1年内5万円という限度額ございますので、それを利用した方が2人ということで想定してですね、10万円の合わせて40万円ということで予算を計上してきてございます。今、平成30年度の12月18日現在の助成の状況でございますけれども、今年度につきましては、今の段階ではですね、その他不妊治療、人工授精タイミング療法、そういった不妊治療の限度額5万円の部分のですね、助成の申請はないところでありますけれども、特定不妊治療の申請につきましては、4人の方から回数的には5回分の申請の方をいただいて助成をしております。そのうち、北海道の助成の対象外になっている部分につきましては、町の方の要綱を改正してですね、10万円まで限度額を上げております。その道助成の10万円の対象者につきましては、1人で1回分助成を実施しております。なお、この助成をした方につきましては、今現在、御懐妊にされたというような状況になっています。その他、北海道の同じく助成対象外の方、もう1人の方に1回分10万円の助成をしてございます。また、北海道の助成の対象となる7万5,000円の上限の方につきましては、お二人の方に7万5,000円をそれぞれ1回、それと若干その金額よりも少ない金額で申請が上がってきました部分で1回、合計でですね、4名5件の方に対しまして、37万255円へ助成しているところでございます。今回補正させていただきましたのは、特定不妊治療の今後のですね、支出をいたしまして、道補助対象外の方、10万円の助成がですね、1回あるものと考えております。また、北海道の助成の対象となる7万5,000円までの助成につきましては、お二人の方から申請が出てくるものとそのように想定しておりまして、今現在の残りの金額と今後、支出をされるであろう金額のですね、差額であります22万円を今回補正として計上させていただいたところであります。説明については、以上です。

◇議 長 3番、上地議員。

◇上地議員 是非、対象の方が困らぬよう予算配分していただければと、そのように思います。以上で終わります。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。２番、三條議員。

◇三條議員 ２点ばかり質問させていただきたいと思います。１点目ではですね、７３ページ、社会福祉費の２０節冬期生活支援給付金、約５２４万円ですね、概要についてお知らせいただきたいと思います。非課税世帯に何リットル、金額にしていくくらいかというふうな内訳があれば、お知らせいただきたいと思います。それから７５ページの農業振興費１９節の病虫害対策事業ジャガイモシストセンチュウのですね、簡易洗浄機整備事業ということで既にですね、このシストセンチュウ対策事業ということで、過去に町内何台かですね、この洗浄機というのは設置されていると思いますけれども、設置場所と今管理状態はどうなっているのか、また今回のですね、洗浄機の設置場所も含めてお知らせいただければと思います。

◇議 長 福祉課長。

◇福祉課長 冬期生活支援事業でございます。今回の対象となる世帯につきましては、５２４世帯でございます。内容につきましては高齢者世帯が４８０世帯、障害者世帯が１３世帯、ひとり親世帯が３１世帯という内訳になってございます。この対象の方につきましては、議会の議決ののち、直ちにお知らせいたしまして、配付の準備を進めていきたいと考えます。申し訳ございません。１人当たりの金額、１世帯当たりの金額でございますが、商品券を活用いたしまして、１世帯当たり１万円を想定しているところでございます。

◇議 長 産業課長。

◇産業課長 三條議員の２点目のジャガイモシストセンチュウ類簡易洗浄施設整備事業に関わります御質問にお答えしたいと思います。町内にこの施設につきましては、現在１７カ所整備されてございます。町内一円というようなことで数は多いものですから、御了承いただきたいと思います。女満別地区に９カ所、東藻琴地区に８カ所ということで整備がされているところでございます。今回の整備を踏まえまして、全部で１８カ所というようなことになってまいります。この施設の運営等でございますけれども、各営農集団等で行っている状況にあります。実際の利用状況等につきましては、こちらの方では把握していない状況でございますけれども、ばれいしょの生産に大きな影響があるというようなことから、農業機械に付着すると土砂を洗浄するために、圃場での発生、蔓延防止を図り、地域における未然防止に努めていくということで整備をするものでございます。今回整

備する場所につきましては、女満別地区の巴沢４という地区のところに整備をする予定でございます。

◇議 長 ２番、三條議員。

◇三條議員 非常にですね、この洗浄機というのは有効な形ですね、使われていれば、それなりの効果を発揮すると思います。それが有効にですね、使われなくて雨ざらしになってですね、駆逐していくような状態にならないように是非、その辺をPRしながらですね、集団の方で使われていることですから、集団の方でも十分心得ていると思いますけれども、ところによっては、そうでないところもあるようにお聞きしていますので、そういうことのないようにお願いしたいなというふうに思います。

◇議 長 産業課長。

◇産業課長 施設整備の運用に当たりましては、女満別地区ではジャガイモシストセンチュウ対策協議会をJAめまんべつで開催をしております、施設の活用ですとか運営に要する経費への助成などについて周知を図りながら、また、事業の取り組みなどについて協議、検討をしております。東藻琴地区ではJAオホーツク網走がジャガイモシストセンチュウ類の発生、蔓延防止を推進するため、農業機械の洗浄に関する周知徹底を図っている状況にあります。今後とも有効に活用されるようにですね、JAとも連携を図りながら、周知徹底、また指導をしてまいりたいと思っておりますので、御理解賜りたいと思います。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。１１番、松田議員。

◇松田副議長 ７１ページ、女満別の学校給食センターの管理運営費についてちょっと１点だけ伺いたいと思います。今回の補正で、東藻琴学校給食センターの項目の中で燃料費、光熱水費が計上されております。その上の女満別学校給食センターの方は、賄材料だけで光熱費、それから燃料費は計上されておられません。今回の補正の説明の中で、電気料の値上げ、燃料費の値上げということが説明にありましたけれども、それを考え見るとなぜ女満別地区の学校給食センターの管理運営費に光熱水費が計上されないのか、そこについて具体的に説明を願いたいと思います。

◇議 長 生涯学習課参事。

◇生涯学習課参事 ７７ページにあります女満別学校給食センターの管理運営費の関係で御質問かと思います。女満別学校給食センターにつきましては、燃料費に

つきましては、電気を使って暖房をしているところでございますけども、小学校と一体となった施設でありまして、学校と給食センターとその面積按分によって電気代を支払っているというような状況でございます。そんなような関係で、電気代についてはですね、当初予算で計上された分で何とか3月まで持つのではないかというふうに考えております。東藻琴学校給食センターの燃料費の補正につきましてはですね、本来であれば、支所の横にあります温泉ですね、温泉熱を利用した暖房でございましたけども、温泉の温度が低くなったということで、寒いというような、調理するに際して寒いというような苦情があったというようなことから、別にですね、暖房を焚いて暖をとっているというような状況でございます。そのため、当初予算で見込んでおりませんでしたけども、その分の燃料費を増やしていただいたところでございます。また、光熱水費につきましては、電気代がメインとなっておりますけども、本年当初予算で付けていただきました調理場のエアコンの部分がですね、基本料金が上がったというようなことから、年間でちょっと不足が生じるというの見込みがありまして、今回補正をさせていただいている状況でございます。以上で終わります。

◇議 長 11番、松田議員。

◇松田副議長 はい、わかりました。東藻琴の状況はわかりましたけども、これで女満別の方は、小学校の校舎と按分しているということなんですけども、確か1,000万ちょっとぐらいでしたかね、予算で。それで何とか賄えるという、値上げがあっても賄えるということは、これどういうことなんでしょうか。

◇議 長 生涯学習課参事。

◇生涯学習課参事 電気代につきましては、前年度の実績等とこれからの見込みというような形で予算を組ませていただいております。また、学校と一緒に電気ということもございますけれども、それぞれですね、節電に努めながらやっているところがございまして、本来でいけばですね、足りなくなるかっていうような状況ですけども、努力によって年内、年度内については、既存の予算で足りるのではないかというような形で考えているところでございます。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第83号、平成30年度大空町一般会計補正予算(第7号)を採決します。お諮りしま

す。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議長 異議なしと認めます。したがって、議案第83号、平成30年度大空町一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第84号

◇議長 日程第19、議案第84号、平成30年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。佐々木福祉課長。

◇福祉課長 議案書79ページでございます。議案第84号、平成30年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）。平成30年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,566万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億2,338万1,000円とする。第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成30年12月18日提出、大空町長山下英二。議案書81ページでございます。第1表歳入歳出予算補正、歳入です。2款道支出金に1,399万1,000円を追加、4款繰入金に166万9,000円を追加し、歳入合計は1,566万円を追加し、12億2,338万1,000円とするものです。82ページをお開き願います。歳出です。1款総務費に89万9,000円を追加、2款保険給付費に1,372万1,000円を追加、7款諸支出金に104万円を追加し、歳出合計は1,566万円を追加し、歳入合計と同額とするものです。次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。歳出より説明いたしますので、88、89ページをお開き願います。1款1項1目総務一般事務費の4節臨時職員社会保険料に8万3,000円の追加、7節臨時職員賃金に54万6,000円の追加は、国民保険事業の資格審査及び給付業務のため、臨時職員を雇用したことに伴う追加でございます。13節国保システム改修委託料に27万円の追加は、国保事業報告システム機能の改修による追加でございます。2款2項1目一般被保険者高額療養費の19節一般被保険者高額療養費に1,204万円の追加は、心臓疾患や悪性腫瘍等の手術が例年によりも多く、医療費全体が増額したことによる増加でございます。4項1目出産育児一時金の12節出産育児一時金支払手数料に1,000円及び19節出産育児一時金に168万円の追加は出産件数が当初予算の21件を上回ることが見込まれることから、4件分を追加するものでございます。7款1項3目償還金の23節前年度療養給付費国庫交付金返還金に104万円の追加は、平成29年度事業費の額が確定したことに伴う償還金でございます。続きまして、歳入の説明を申し上げますので、86、87ページをお開き願います。2款2項1目1節保険給付費等交付金の普通交付金に1,372万1,000円、特別交

付金に２７万円の追加は、歳出の国保システム改修委託料、一般被保険者高額療養費及び出産一時金等を追加したことに伴うものでございます。４款１項１目１節一般会計繰入金に６２万９，０００円の追加は、歳出の臨時職員社会保険料及び賃金を追加したことに伴うものでございます。２款１項１節国民健康保険基金繰入金に１０４万円の追加は、今回の補正財源として繰り入れるものでございます。以上、補正予算の内容について御説明申し上げましたので、御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第８４号、平成３０年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありますか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第８４号平成３０年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第２０ 議案第８５号

◇議 長 日程第２０、議案第８５号、平成３０年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第４号）を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。高島建設課長。

◇建設課長 議案書９１ページになります。議案第８５号、平成３０年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第４号）。平成３０年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ３万５，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ３億１，１９４万３，０００円とする。第２項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表歳入歳出予算補正による。平成３０年１２月１８日提出、大空町長山下英二。９３ページをお開き願います。第１表歳入歳出予算補正、歳入です。２款繰入金から４万９，０００円を減額、４款諸収入に１万４，０００円を追加し、歳入合計は３万５，０００円減額し、３億１，１９４万３，０００円とするものであります。９４ページをお開き願います。歳出です。１款総務費に１０９万５，０００円を追加、２款公債費から１１３万円を減額、歳出合計は３万５，０００円減額し、歳入合計と同額とするものであります。次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明ですが、歳出から説明いたしますので、１００ページ、１０１ペ

ージをお開き願います。１款１項１目一般管理費２７節公課費、消費税及び地方消費税から５，０００円の減額は、納付額の確定によるものです。２項１目施設管理費１１節需用費、光熱水費１１０万円の追加は電気料金の値上げによるものです。２款１項２目利子２３節償還金利子及び割引料、地方債利子償還金１１３万円の減額は、地方債利子償還金の確定によるものでございます。続きまして、歳入の説明をいたしますので、９８ページ、９９ページをお開き願います。２款１項１目１節一般会計繰入金、４万９，０００円の減額は財源調整のため変更するものです。４款２項２目１節雑入１万４，０００円の追加は消費税等納付額の確定により還付を受けるものであります。以上、補正予算の内容につきまして説明申し上げましたので、御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第８５号、平成３０年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第４号）を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第８５号、平成３０年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第４号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第２１ 議案第８６号

◇議 長 日程第２１、議案第８６号、平成３０年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第３号）を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。高島建設課長。

◇建設課長 議案書１０３ページをお開き願います。議案第８６号、平成３０年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第３号）。平成３０年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ７９万６，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ３億５，３１１万７，０００円とする。第２項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表歳入歳出予算補正による。平成３０年１２月１８日提出、大空町長山下英二。１０５ページをお開き願います。第１表歳入歳出予算補正、歳入です。５款繰入金から７９万６，０００円を減額し、歳入合計は３億５，３１１万７，０００円とするものであります。１０６ページをお開き願います。１款総務費に４２万９，０００円を追加、２款公債費から１２２万５，０００円を減額し、

歳入合計は79万6,000円減額し、歳入合計と同額とするものであります。次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明ですが、歳出から説明しますので、112ページ、113ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費27節公課費消費税及び地方消費税7万1,000円の減額は、納付額の確定によるものです。2目施設管理費11節需用費、光熱水費50万円の追加は、電気料金の値上げによるものです。2款1項1目元金23節償還金利子及び割引料、地方債元金償還金24万円の追加、2目利子23節償還金利子及び割引料、地方債利子償還金146万5,000円の減額は、利率の改定及び利子償還金の確定によるものです。続きまして、歳入の説明をいたしますので、110ページ、111ページをお開き願います。5款1項1目1節一般管理費繰入金79万6,000円の減額は、財源調整のため変更するものです。以上、補正予算の内容につきまして説明申し上げましたので、御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第86号、平成30年度大空町下水道事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第86号、平成30年度大空町下水道事業特別会計補正予算第3号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第87号

◇議 長 日程第22、議案第87号、平成30年度大空町個別排水処理事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。高島建設課長。

◇建設課長 議案書115ページになります。議案第87号、平成30年度大空町個別排水処理事業特別会計補正予算(第1号)。平成30年度大空町個別排水処理事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ46万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,234万9,000円とする。第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成30年12月18日提出、大空町長山下英二。117ページをお開き願います。第1表歳入歳出予算補正、歳入です。2款繰入金から33万2,000円を減額、3款繰越金80万円を追加し、

歳入合計は４６万８，０００円追加し、３，２３４万９，０００円とするものであります。１１８ページをお開き願います。歳出です。１款総務費に４６万８，０００円を追加し、歳入合計と同額とするものであります。次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明ですが、歳出から説明しますので、１２４ページ、１２５ページをお開き願います。１款１項１目施設管理費１１節需用費、修繕料４８万円の追加、合併処理浄化槽の修繕料が不足することから追加するものでございます。２７節公課費、消費税及び地方消費税１万２，０００円の減額は、納付額の確定によるものです。続きまして、歳入の説明をいたしますので、１２２ページ、１２３ページをお開き願います。２款１項１目１節一般会計繰入金３３万２，０００円の減額は財源調整のため変更するものです。３款１項１目１節前年度繰越金８０万円の追加は、平成２９年度の確定によるものでございます。以上、補正予算の内容につきまして説明申し上げましたので、御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第８７号、平成３０年度大空町個別排水処理事業特別会計補正予算（第１号）を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありますか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第８７号、平成３０年度大空町個別排水処理事業特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第２３ 発議第１３号

◇議 長 日程第２３、発議第１３号、日米物品貿易協定交渉に関する要望意見書を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。５番、原本哲己議員。

◇原本議員 議会側議案書５ページをお開きください。発議第１３号、日米物品貿易協定交渉に関する要望意見書。このことについて、大空町議会会議規則第１４条の規定により別紙のとおり提出する。平成３０年１２月１９日提出、大空町議会議員、原本、田中、深川、松岡、齋藤、後藤の各議員であります。７ページでございます。その要望の内容であります。９月に行われた日米首脳会議において日米２国間による物品貿易協定交渉の開始の合意がなされたところであります。これにより、今後は一層の農畜産物の市場開放へとつながる恐れがあります。重

要農畜産物の多くを抱える北海道は農業への甚大な影響に加え、取り巻く地域経済にも多大な影響は危惧されるため、地域住民や農業関係者などからは強い懸念の声が上がっています。このことから、記以降について強く要望するものであります。記、1日米物品貿易協定交渉はTPP水準を交渉のベースとしているが、米国政府の強硬姿勢によって更なる高い水準での農畜産物関税の削減・撤廃等を求められる恐れがあることから、毅然とした姿勢を貫き、安易な農畜産物関税協議は行わないこと。提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、農林水産大臣、経済再生担当大臣宛でございます。以上説明申し上げましたので、よろしく御審議からくださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから発議第13号、日米物品貿易協定交渉に関する要望意見書を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありますか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、発議第13号、日米物品貿易協定交渉に関する要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第24 報告第15号

◇議 長 日程第24、報告第15号、例月出納検査結果報告についてを議題とします。監査委員から例月出納検査結果報告書の提出がありましたので、監査委員の報告を求めます。近藤代表監査委員。

◇代表監査委員 ただいま上程になりました報告第15号、例月出納検査結果の報告につきまして、地方自治法第235条の2第3項の規定により報告を申し上げます。検査の対象となった月は、平成30年8月分から平成30年10月分までであります。検査の内容は、毎月末の現金の出納状況及び基金の状況でございます。例月出納検査を実施いたしました時期は、8月分につきましては9月の20日、9月分につきましては10月22日、10月分につきましては11月の20日に松岡監査委員とともに実施したところであります。検査の結果につきましては、お手元に配付の資料に記載されたとおり相違ありません。また、現金、預金の保管状況、その他特に指摘する事項はございません。以上、適正であることを認め、監査結果の報告といたします。

◇議 長 これで例月出納検査結果報告については終わります。

◇議 長 これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。山下町長から発言があれば許します。山下町長。

◇町 長 平成30年第4回大空町議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと存じます。今回は5人の議員の方から一般質問を頂戴いたしました。また、平成29年度の各会計の決算の認定もいただいたところでございます。その他一般の議案といたしまして、指定管理者の指定でありますとか、条例の改正なども御提案をさせていただき可決をいただきました。さらに平成30年度の各会計の予算の補正というものもお認めをいただいたところであります。それぞれ御審議を賜り、誠にありがとうございました。また、私どもの普段気付かない点など、そういった御指摘もいただき改めて気がついたなど、そのように私どもも感じているところであります。今後もこういったことを大切にしながら次につなげてまいりたいと、そのように思います。また、一般質問の中からは、今年の世相を表す漢字一文字「災」ということについて触れられた方もいらっしゃいました。確かに今年は振り返ってみますと、大阪北部地震、西日本の豪雨、そして北海道胆振東部地震ということで、北、西、東とそういう地域がつくような、そういう災害に見舞われました。まだ南というのが出ていないのがひとつ気掛かりでありますけれども、今年1年、何とか平穏無事にこれからは過ぎてもらいたいものだ、そのように感じてございます。もう一つ、年末にですね、いつも発表される今年の流行語大賞というのでも発表されておりました。そちらは北海道北見市を拠点といたしますカーリングの女子チーム、ロコソラーレの皆さんが平昌オリンピックで使った「そだねー」という言葉が流行語大賞になりました。この言葉が非常に多く発せられたのは、今年の2月でしたので、本当に年末までこの言葉が流行語として残っているのかなと、そんな心配もありましたけれども、同じ北海道人として大変うれしく思っております。また、一方の字が「災」という中であって、「そだねー」ということは、人の意見に対して耳を傾けるときに、肯定から入っていくって言うんでしょうか、そういう印象を私は持っております。最近のいろいろな報道だとか、事件事故いろんなところに、いろんなことが起きますけれども、そういったことに対し、最近は非常に激烈に攻撃をすとかですね、否定をすると、そういう傾向が余りにも強いのではないかと新聞やテレビなどの報道も同じことを何回も何回も執拗に攻撃をしているような気がしてなりません。そんな中で、この「そだねー」という言葉、まずは相手の考えていること、言っていること、これを受け止めて、そして次にどうしようかということを考えるというような作戦の中での言葉だったんだらうと、そのように思っております。こういったことを考えますと、私どもの取り組んでいる姿勢というものも見直さなければならぬのかなと。何かあれば、それを否定して悪い悪いと、そして叱ったり怒ったりするということがばかりではなくて、まず相手の言っていることということをしつかりと認めるというところから物事を考える

と、そんな姿勢を持たなければならないのではないかと、この流行語大賞からはそのような印象を、また気づきをいただいたところでございます。今年はまだ少しで暮れるわけでありますけれども、こういったことを一つ旨として、新しい年に向かっていかなければならないと、また改めて感じたところでございます。議会を開いていただくたびに、いろんな気づきをいただきますけれども、そういったことを踏まえながらですね、一つひとつの成長ができればと、そのように感じた議会でした。たくさんの気づきをいただいたことに、大勢の皆さんに感謝を申し上げてお礼の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◇議長 平成30年第4回大空町議会定例会を閉会します。大変お疲れさまでした。

(閉会 午後 1時51分)